

【公募説明会資料】

平成30年度

**社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備
導入支援事業費補助金**

平成31年3月

一般社団法人 都市ガス振興センター

申請者の皆様へのお願い

一般社団法人 都市ガス振興センター（以下「センター」という。）の補助金の原資は経済産業省から交付決定を受けた、いわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

センターの補助金に申請される皆様におかれましては、以下の点につき充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただきたくよろしく申し上げます。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付規程、公募説明会資料等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解下さい。
2. センターに提出する書類や資料においては如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、センターは法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、センターは当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、交付済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者や手続代行者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、センターの所管する新たな補助金の交付停止や手続代行業務の停止を一定期間行う等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合は、刑事罰等の適用の可能性につき、所轄警察署に相談することがあります。

【補助事業の計画に際しての主な留意点】

- ・ 補助金の経理処理は、通常の商取引や商習慣とは異なります。
- ・ 補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、原則、競争入札（又は3社以上の相見積）により発注先を選定して下さい。
- ・ 当該年度に行われた工事、物品購入等に対して当該年度中（平成32年2月28日まで）に対価の支払い及び精算が完了し、実績の報告ができるよう計画して下さい。当該年度の補助事業を構成する全ての工事等の完了、検収と費用の支払いをもって、補助事業の完了となります。
- ・ 費用の支払い方法は「金融機関からの振込み」とするよう手続を行って下さい。（手形、割賦、相殺等は認められません。）
- ・ 必要な書類が期限までに提出されなかった場合、補助金は交付できませんのでご注意下さい。
- ・ 郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、センターでは責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達記録が残る郵送方法（書留郵便等）のご利用を推奨します。

目 次

1. 事業の趣旨	3
2. 事業の内容	4
3. 事業の実施スキーム	10
4. 事業の実施スケジュール	10
5. 補助事業制度について	11
6. 補助事業申請に係る提出書類	15
7. 書類提出期限及び連絡先	18
8. 申請から交付までの流れ	19
9-1. 交付申請・実施計画・発注計画関係	
(別紙①) 交付申請書【記入例】	41
(別紙②) 実施計画書【記入例】	42
(別紙③-1) 申請金額整理表【記入例】	48
(別紙③-2) 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について【記入例】	49
(別紙④) 申請者別の資金調達計画について【記入例】	50
(別紙⑤) 発注計画書【記入例】	51
(別紙⑥) 日本標準産業分類	52
(別紙⑦) 共同申請となりうる各種契約の取扱い	55
9-2. 計算シート作成にあたっての考え方	
(別紙⑧) 省エネルギー性の評価について	58
(別紙⑨) データ報告のための計測についての留意点	61
9-3. 計算シート作成例	
(別紙⑩) 計算シート	66
(別紙⑩-1-1~3) システムフローと計算シート【(排熱の冷熱利用)記入例】	67
(別紙⑩-2-1~3) システムフローと計算シート【(排熱の蒸気利用)記入例】	70
(別紙⑩-3) コージェネレーション設備の想定稼働データ	73
9-4. 図面の作成例	
(別紙⑪-1~4) 補助事業方式の設備に関する図面について	75

9-5. 見積関係及び補助対象経費の考え方	
(別紙⑫ - 1～2) 見積依頼書【記入例】	80
(別紙⑫ - 3) 見積書【作成例】	82
(別紙⑬ - 1～2) 敷地内ガス管の補助対象経費算定方法	83
9-6. 申請者内容証明関係 記入例等	
(別紙⑭) 役員名簿【記入例】	86
(別紙⑮) 中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書【記入例】	87
(別紙⑯) 全部事項証明書(謄本)	88
9-7. 中圧ガス供給証明関係 記入例	
(別紙⑰) 中圧ガス供給証明・中圧ガス供給検討結果【記入例】	90
9-8. その他	
(別紙⑱) 発注先選定理由書【記入例】	92
9-9. 申請書提出時の確認及び纏め方	
(別紙⑲) 交付申請時提出書類チェックリスト	94
(別紙⑳) 交付申請書ファイリング例	96

本「公募説明会資料」は、記載された内容が変更になることがあります。

変更が生じた場合は都市ガス振興センターホームページにて、その旨をお知らせします。

都市ガス振興センターホームページ : <http://www.gasproc.or.jp/>

1. 事業の趣旨

我が国は度重なる大災害により様々な被害を受けてきた歴史があり、その都度得られた教訓を基に災害対策が強化されてきました。さらに東日本大震災・熊本地震を受け、新たに大規模災害等に備えた理念として国土強靱化が謳われ、強靱な国づくりに向けた施策が推進されています。しかしながら、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、北海道一帯で大規模停電により、電力喪失等を原因とする重要インフラの致命的な機能障害が発生しました。この長時間停電時においても北海道エリアでは、停電対応型コージェネレーションシステムにより、建物の機能を維持できた事例が多くみられました。

このような状況において、耐震性の高い中圧ガス導管等から供給を受ける施設に、停電対応型コージェネレーションシステムを普及させることは国土強靱化に資する重要な取り組みです。また、産出地域が世界各地に分布しており、化石燃料の中で燃焼時の単位発熱量あたりのCO₂排出量が最も少ない天然ガスの利用設備の普及を促進し、天然ガスシフトを進めることが、燃料の安定供給や省エネルギー・地球温暖化対策として重要です。

本事業は、災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムを導入する事業に対し補助金を交付することで、災害時の強靱性の向上及び天然ガスシフトの促進を図るものです。

2. 事業の内容

政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等における、災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムの導入を行う事業者に対し、補助事業に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）の一部を補助するものです。

[平成30年度補助金予算額：約17.9億円]

(1) 対象事業者：

家庭用需要を除く全業種（リース・エネルギーサービス等についても対象）

※事業者：事業を営んでいるもの。

※家庭用需要：居住の用に供する居室での需要のこと。

（非該当物件例：店舗兼住宅の住居部分、居住用途マンション）

(2) 対象事業：

中圧ガス導管等でガス供給をうけている災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム（停電対応型コージェネレーションシステム）に対して、以下のそれぞれの要件に適合する常用の設備を設置し、費用対効果に優れていると認められるものを対象とします。

① 停電対応型コージェネレーションシステム

- 1) 設備を導入して天然ガスを主原料とするガスを使用すること。
- 2) 別表1に示す政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等に設置されること。
- 3) 系統電力の停電時に、発電を開始又は継続できる設備であること。
（ブラックアウトスタート機能は必須）
- 4) 導入後の対象設備に運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を必ず取り付けること。
- 5) 中圧ガス導管等でガス供給を受けている下記のいずれかの施設に設置されること。
 - (ア) 災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設、国や地方自治体と協定を締結している（見込みも含む）帰宅困難者受入施設
 - (イ) 災害時に機能維持する必要性のある、施設救急指定病院・地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定又は指定する医療施設（ただし、災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センターを除く。）、福祉避難所、地方公共団体等の施設

(ウ)国や地方自治体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している
(見込みも含む) 工場・事業場

(エ)その他審査委員会が認めた施設

※対象設備が上記の要件に寄与していること。

※中圧ガス導管等について。以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ・都市ガスの中圧供給（供給約款に定める低圧の最高圧力を超える圧力）を受けていること。
- ・供給継続性の高い低圧供給（都市ガス供給事業者が供給停止判断基準をSI値70カイン以上としている低圧供給エリア）を受けていること。
- ・低圧供給を受けていて移動式ガス発生設備を保有していること。
ガス事業法上の工作物で、別途定める条件を満たすもの。

② コージェネレーションシステムの更新の場合も申請できますが、更新の要件は**更新前設備等を廃止**することです。撤去等の処置を行って下さい。同様に改造を行った設備については改造前の状態に容易に戻れないよう、取り外し部品等の処分を行って下さい。また更新のための既存設備の**撤去に要する費用は補助対象外**となります。

③ 本補助事業は、対象設備の導入に対して補助を行います。よって、電力及び熱の使用先での省エネは本補助事業の対象外となります。

④ 事業完了後1年間分のデータ提出が必要です。

(3) 対象燃料：

① 新設、更新後使用燃料：天然ガスを主原料とするガス。

天然ガスを主原料とするガスについては、

- a. 天然ガス
- b. 液化天然ガス
- c. 天然ガス又は液化天然ガスを主原料（組成比が一番高いものを「主」とする）とし、且つ、炭素係数が「天然ガス×1.10」未満のガスとします。

なお、天然ガスの炭素係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める値を用いることとします。

【炭素係数】

天然ガス×1.10	0.0153tC/GJ
-----------	-------------

(4) 補助対象範囲： 災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム導入に係る設計費、既存設備撤去費（ただし、更新のための既存設備撤去に要する経費は除く）、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費（但し、本支管工事費は除く）

I. 設計費、既存設備撤去費（更新時は対象外）、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費の補助対象範囲

1) 以下の設備に対する経費を対象とします。

①停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム（ガスエンジンコージェネ、ガスタービンコージェネ、燃料電池等）

機器本体に加え排熱回収に資する装置・機器、その他必要と判断される設備

②熱交換器、煙道、煙突、安全装置、省エネを目的とした計測装置、ガスブースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事

（設備建屋及び建屋に付随する設備等は対象外とします。）

2) 蒸気・温水配管については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とします。

（配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとします。）

3) 当該経費は、本補助事業で専用使用する部分とし、補助事業外設備との共用部分がある場合には、既存設備撤去費を除き、原則定格流量比による按分相当額を対象とします。

II. 敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

1) ガス配管、ガス流量メータ、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とします。

2) 本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とします。

(5) 補助率 : ①中小企業者（みなし大企業を除く）、会社法上の会社以外の法人
補助率 2 / 3 以内
②上記以外
補助率 1 / 2 以内

※「中小企業者（みなし大企業を除く）、会社法上の会社以外の法人」は使用者が該当する場合。エネルギーサービス、リース等で所有者が別にいる場合は、補助金額がエネルギーサービス料金、リース料金に反映されていること。

※ 中小企業者（みなし大企業を除く）について

中小企業者については、中小企業庁の定義に従い、日本標準産業分類による業種を

4区分（卸売業、小売業、サービス業、製造業その他）に分類し、それぞれの区分で、資本金の額（又は出資の総額）、もしくは従業員の数に該当するものを中小企業者とする。

中小企業者の基準（資本金規模又は従業員規模のどちらかに該当することが必要）

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

※医療法人は、中小企業者ではありません。

※中小企業者（みなし大企業を除く）は、上記の中小企業に該当するもので、下記のいずれかに該当する「みなし大企業」は除くものである。

- ・発行株式数の総数又は出資価額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行株式数の総数又は出資価額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

※大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者
但し、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

(6) 補助金上限額：①中小企業者（みなし大企業を除く）、会社法上の会社以外の法人

3.4億円

②上記以外

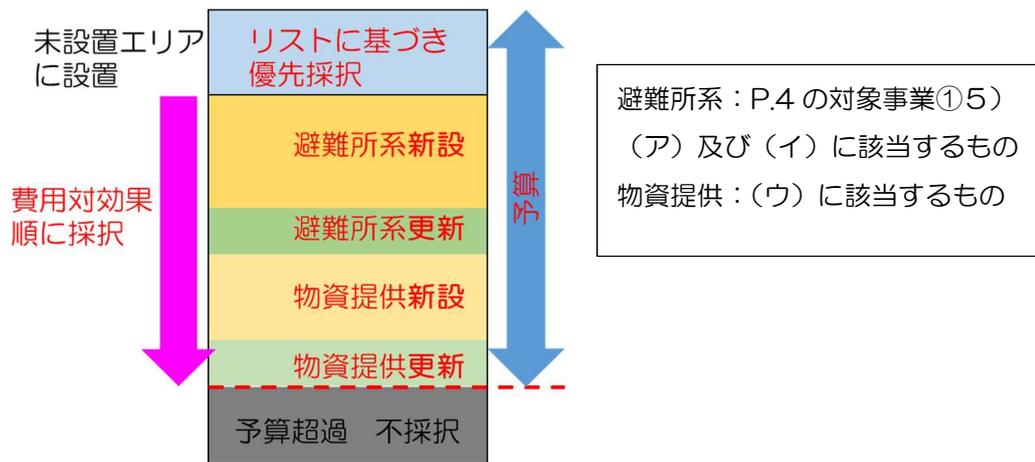
2.55億円

※「中小企業者（みなし大企業を除く）、会社法上の会社以外の法人」は使用者が該当する場合。エネルギーサービス、リース等で所有者が別にいる場合は、補助金額がエネルギーサービス料金、リース料金に反映されていること。

(7) 交付決定：

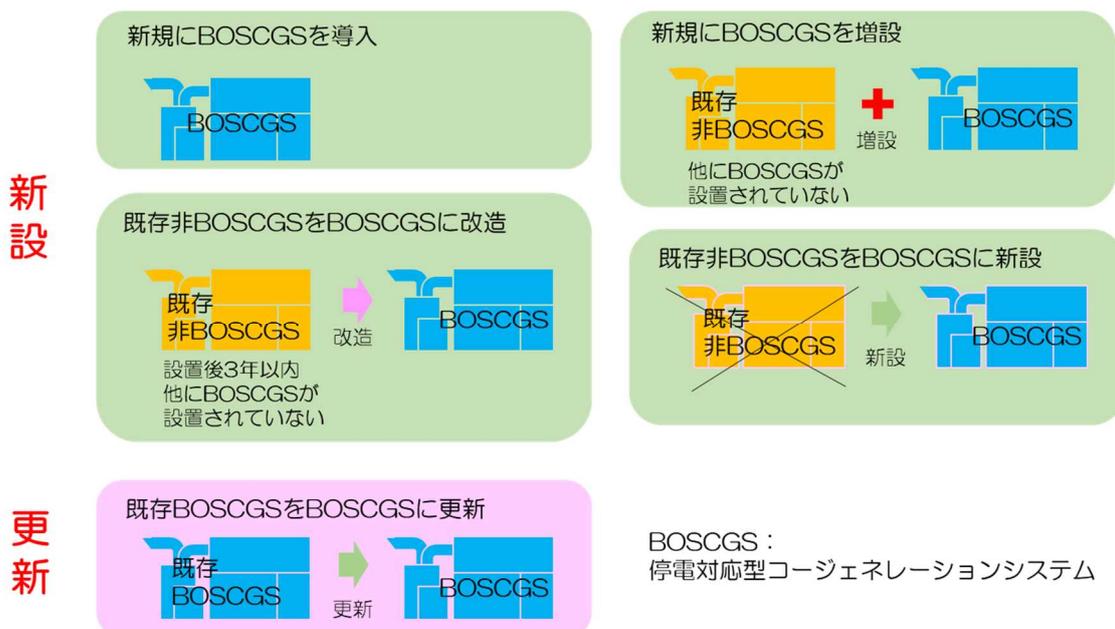
停電対応型コージェネレーションシステムが未導入の市区町村（別表1に示す、「停電対応型コージェネ導入状況」が×）の市区町村で申請があったものから採択していきます。同じ市区町村で同時に申請があった場合は、最も費用対効果*の高い1件を採択

し、2件目以降は次に示す方法で採択します。導入済みの市区町村の場合、P.4の**対象事業①5）（ア）及び（イ）**に該当するもののうち、**新設・更新の順に費用対効果順に採択**します。その後同（ウ）に該当するもののうち、**新設・更新の順に費用対効果順に採択**します。予算枠を超えた際には、前記の審査に基づき、補助金交付先の決定を行います。予算枠内であっても、費用対効果等が著しく悪いものについては、審査委員会により不採択等とする場合があります。

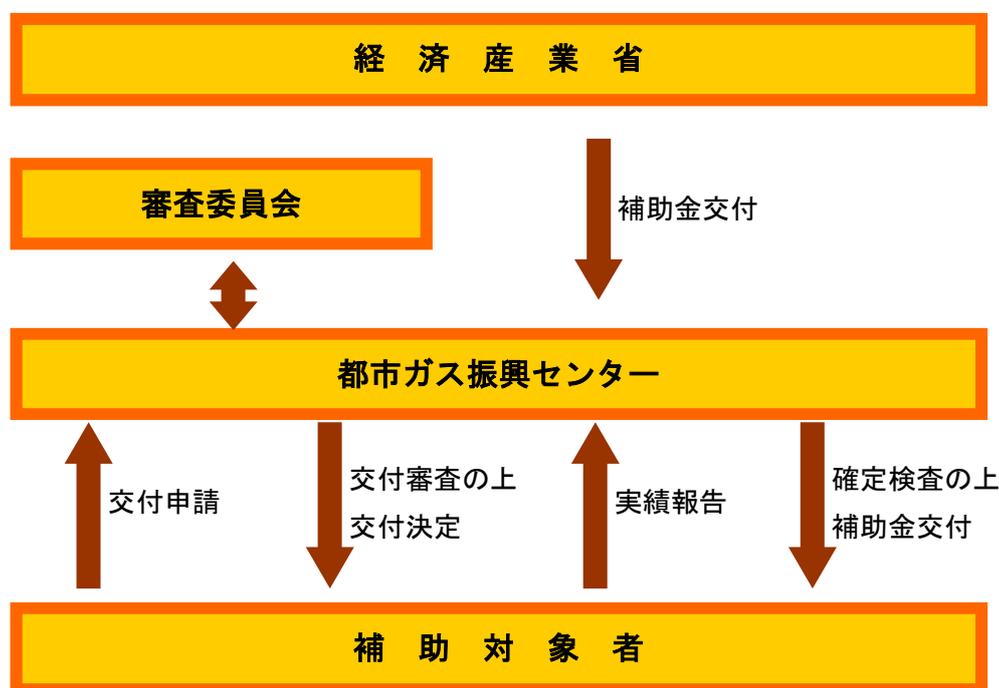


※費用対効果：コージェネレーションの発電出力当たりの補助金交付申請額[千円/kW]

(新設・更新の考え方)



3. 事業の実施スキーム



4. 事業の実施スケジュール（平成31年度）

- ① 3月18日：公募開始
- ② 3月18日～3月26日：公募説明会開催
(東京、大阪、福岡、名古屋、札幌)
- ③ 補助金交付申請書類提出（公募開始後）
- ④ 4月26日：公募締切り（消印有効）（原則1回/年募集 予算未達時は追加募集実施）
- ⑤ 補助金交付審査
- ⑥ 6月上旬頃：補助金交付決定
- ⑦ 6月下旬頃：補助事業者向け事務通知説明会実施
- ⑧ 中間報告（詳しくは、事務通知説明会にて説明）
- ⑨ 実績報告書提出
(事業完了後30日以内又は平成32年2月28日のいずれか早い日まで)
- ⑩ 補助金確定検査（工事施工状況等について必要に応じて現地調査を実施）
- ⑪ 補助金交付（確定検査後）
- ⑫ 燃料使用量等データ報告
(効果確認のため事業完了後1年間の燃料使用量等のデータ提出が必要)

5. 補助事業制度について

社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金の手続きについては、「社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 交付規程」によりますが、留意点は以下の通りです。交付規程及び以下を熟読の上、応募して下さい。

(1) 交付申請（交付規程第7条）

本補助金の交付を希望する事業者は、一般社団法人 都市ガス振興センター宛に当該年度の交付申請書・実施計画書・添付書類を提出して下さい。（P. 41 別紙①、P. 42 別紙②参照）

① 申請者について

申請にあたり、補助事業に含まれる設備等の所有者及び使用者（設備を使用して生産や営業活動を行う者）は、必ず申請者として登録して下さい。

申請者が複数となる場合は共同申請とし、交付申請書に各々の役割を明確に示して下さい。各事業者間で十分な連携を取り事業を推進して下さい。

【共同申請となるケース（例）】

- ・リースを利用する場合（申請者：リース会社（設備の所有者）、設備使用者）
 ※転リース、リースバック契約についてはP. 55 別紙⑦を参照のこと。
 - ・エネルギーサービスを利用する場合
 （申請者：エネルギーサービス会社、設備使用者）
 - ・ESCO事業者が資金調達を行うシェアードESCOの場合
 （申請者：リース会社、ESCO事業者、設備使用者）
 - ・賃貸借の場合（申請者：賃貸人（設備所有者）、賃借人（設備使用者））
- その他、設備が区分所有となる場合や利害関係者が多数存在する等の場合は、事前にセンターまでご相談下さい。なお、単独申請から共同申請への変更等、**申請書提出後の申請者の追加はできません**。なお、**コストオン契約は原則不可**とします。

② 申請対象となる事業の期間について

単年度事業のため、以下に定められた期間に事業を開始、完了できる場合のみ対象となります。

事業の開始日：交付決定日以降であること。開始日とは、補助事業*において最初に設計、工事等の契約を締結する日とします。

事業の完了日：平成32年2月28日までに完了すること。（事業の完了日とは、補助事業*において工事の完了、検収及び費用の支払いが最終完了する日）

※ 完了すべき対象は当該年度の補助事業を構成する工事等全てとなります。補助対象経費であるか否かは関係ありません。

(2) 交付決定（交付規程第8条）

センターは提出された交付申請書、実施計画書、添付書類に基づいて審査を行い、以下の事項に留意しつつ、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

- ① 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。補助金の交付は、原則、事業者の支払の完了後となりますので、ご注意願います。（工事の検収が完了ではない）
- ② 申請に係る補助事業に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費（含む改造工事費）、敷地内ガス管敷設費）については、見積書の写しを併せて提出して下さい。その際、前記経費5区分の金額根拠が明確になるよう内訳を記載願います。
- ③ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費を含まないこと。

※ 地方自治体を実施する補助金については、国が実施する補助金の対象経費に対する対応が、地方自治体毎に異なりますので、該当の地方自治体に直接お問い合わせ下さい。

(3) 補助事業を実施する上での注意事項

申請者が見積の依頼、工事等の契約を締結するにあたって注意すべき点を以下に記載します。

- ① 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置（以下、停止措置）が講じられている事業者を見積の依頼、契約の相手方としないこと。
（契約金額が税込100万円未満のものを除く）停止措置を講じた事業者の一覧は、以下経済産業省のホームページにて確認すること。

■ 経済産業省ホームページURL

http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ② 見積依頼は必ず書面で行うこと。その際、見積項目が一式で50万円以上（単体で50万円以上の機器を除く）とならないよう見積依頼書に明記すること。一式で50万円以上の見積項目が含まれている場合は、その部分の内訳書を見積書に添付すること。（P.80別紙⑫-1～P.82別紙⑫-3参照）
- ③ 事業開始日は交付決定日以降であること。交付決定前の事業完了は補助金交付の対象となりません。
- ④ 補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（又は3社以上の相見積）により発注先を選定すること。
- ⑤ 発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札（又は3社以上の相見積）が

著しく困難又は不相当である場合は、前もって、センターに発注先選定理由書を提出すること。（P. 92 別紙⑩参照）

なお、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意ください。

- ⑥補助事業に係る工事、物品購入等に対して当該年度中（平成32年2月28日まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。工事の完了、検収と費用全ての支払いをもって、補助事業の完了となります。
- ⑦補助事業に関する工事、物品購入等の費用の支払い方法は、「金融機関からの振込み」とし、支払いの事実を証明できるもの（銀行振込受領書等）をご用意ください。手形、割賦、相殺等は認められません。なお金融機関に対する振込手数料は、補助対象となりません。
- ⑧支払委託契約（金融会社等が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）は、以下を条件に利用を認めるものとします。
- ・実施計画書（様式第2）1.（2）補助事業の概要に支払委託契約を利用する旨記載
 - ・申請書に支払委託契約書（案可）の写しを添付
この場合、金融会社を共同申請者として登録する必要はありません。なお、申請後の支払い方法の変更は認められません。
- ⑨交付申請する際は、事業計画や資金計画等を充分考慮のうえ、申請願います。取り下げる場合は、交付規程第9条、10条に則った手続きが必要となります。

（4）中間報告について

補助事業者は、平成31年12月末までに実績報告書が提出できない場合には、センターへ中間報告を行ってください。必要に応じて中間報告の他に、進捗状況等を確認する場合があります。

発注計画書（P. 51 別紙⑤）に中間報告日を記入してください。

（5）実績報告及び確定検査（交付規程第16、17条）

補助事業が完了した時は、事業完了後30日以内又は、平成32年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書をセンター宛に提出していただきます。ただし、交付決定の後に実施する事務通知説明会実施日以前に補助事業が完了した場合は、センターの指示に従ってください。

センターは事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査（仕様書、見積書、契約書、納品書、検収書、請求書、振込証明書等）及び現地調査等の確定検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知します。

工事内容又は設備能力が申請書通りでない場合等不相当と認められる場合には、補助金不交付や減額の措置が取られる場合があります。特に実測値による申請の案件については内容を精査することになりますので、ご留意下さい。

なお補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合は、原価（当該調達品の製造原価等）をもって補助対象経費に計上して下さい。但し製造原価を算出することが困難な場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(6) 補助金の支払い（交付規程第18条）

事業者には、センターから確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、センターから事業者に補助金を支払います。

(7) 取得財産の管理について（交付規程第21、22条）

補助金で取得した資産（取得財産等）については取得財産等管理台帳(様式第15)を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、**耐用年数期間内に資産を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。**耐用年数は、減価償却資産の耐用年数に関する省令 別表2に基づいて設定することを原則とします。

(8) 圧縮記帳について

当該補助金の内、固定資産の取得又は改良に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することができます。但し、既存設備の撤去費等、固定資産の取得又は改良以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

(9) 規定違反に対する措置について

事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従う必要があります。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意して下さい。

- ① 交付規程第19条第1項の規定による交付決定の取消、同条第2項の規定による補助金等の返還及び同条第4項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ④ センターが所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

⑤ 事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(10) 暴力団排除に関する誓約について

交付規程第27条に基づき、申請者は補助金の交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項（交付規程別紙参照）に同意したものとします。

(11) 利用状況の報告について

交付規程第24条に基づき、補助事業の適正な管理のため、補助事業の実施により取得した財産等の利用状況を必要に応じ、確認させていただきます。

(12) 補助事業概要の公表について

交付決定後、採択分については事業者名、事業概要、事業成果等をセンターホームページに掲載させていただきます。

(13) 燃料使用量等データ報告（補助事業完了翌年度）

事業完了の翌年度に補助対象設備で使用した4月から翌年3月、1年間分の燃料使用量等をご報告いただき、CO₂排出削減量の確認をさせていただきます。特に部分負荷実測値に基づいた申請の場合は申請データの妥当性を説明できるよう設備の運転時間等の記録を残しておかれることを推奨致します。申請データに比べ事業完了後の実測データが著しく悪い場合は改善指導を行い、設備改造等実施の後、再度実測データを提出していただきますので、ご留意下さい。

6. 補助事業申請に係る提出書類

本事業に応募される事業者は、公募期間中に以下の書類の提出をお願いいたします。

(1) 交付申請書（様式第1）（P.41 別紙①参照）

(2) 実施計画書（様式第2）（P.42 別紙②参照）

※ 地図、申請金額整理表（P.48 別紙③-1参照）、補助事業に要する経費と補助対象経費の差額のわかる資料を添付

※ 共同申請の場合、下記を添付

・ 役割分担を示す体制表

・ 実施計画書に記載した補助事業に要する経費等の申請者別内訳（P.49 別紙③-2参照）

・ 実施計画書に記載した資金調達計画の申請者別内訳（P.50 別紙④参照）

(3) 添付書類

I. 発注計画書 (P. 51 別紙⑤参照)

- ・申請、契約、納品、検収、支払完了予定日等を記載のこと。

II. 計算シート (省エネルギー率計算用) (P. 66 別紙⑩参照)

※重要 実績報告時に新設、更新後設備が申請時の効率を満たさないと判断される場合は、補助金の交付が行われませんので、ご注意ください。

- ・「計算に使用した電力の想定負荷データと自家発電設備の想定稼働データ」(P. 73 別紙⑩-3 参照) に相当するデータを計算シートに添付し、設備の稼働想定を明確にすること。
- ・メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書や図面等を添付すること。

III. 補助事業方式の設備に関する図面 (P. 75 別紙⑪-1～P. 78 別紙⑪-4 参照)

対象設備に取り付けるCO₂ 排出削減量を算出するために必要な専用の計測装置を明示すること。

IV. 見積依頼書、見積書の写し

- ・見積依頼は必ず書面にて行うこと。(P. 80 別紙⑫-1～P. 81 別紙⑫-2 参照)
- ・見積書は経費の区分(設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費)及び補助対象経費が明確に分かるように注釈をつけること。
- ・見積書の提出は写しとし、原本は必ず大切に保管しておいて下さい。(概算見積、実施見積とも)

V. ①会社・事業所のパンフレット、

役員名簿(氏名、生年月日、性別、会社名、役職名)(P. 86 別紙⑭参照)

(役員名簿のフォーマットはセンターホームページからダウンロードすることができます)

②法人にあつては、発行日が申請日から3か月以内である履歴事項全部証明書又は登記簿謄本等の写し、及び前年度の財務諸表

③地方自治体等及び非営利民間団体にあつては、それらを証明する書類

VI. 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類

見込みで申請の場合は、国や地方自治体と折衝している経緯がわかる議事録(国や地方自治体の担当者の押印付)等を添付すること。補助事業の完了までに協定が発効することを明確に示していること。

VII. 中圧ガス導管等でガス供給を受けていることを示す書類

例) 既存設備の図面、ガスメーターの写真等(P. 90 別紙⑰参照)

ただし補助事業完了までに供給開始する見込みであることを示す場合は、都市ガス会社の押印付供給回答書等

VIII. 交付申請時提出書類チェックリスト (P. 94～95 別紙⑱参照)

該当する場合、Ⅰ～Ⅷに加えて、別途下記書類を提出して下さい。

① 会社法上の会社が補助率2/3以内での申請をおこなう場合、中小企業基本法に定める中小企業者(みなし大企業を除く)であるかを証明できる資料

- ・ 申請者が作成した「中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書」(P. 87 別紙⑮参照)

添付資料は、以下のとおり（該当箇所をマーキングすること）

ア. 資本金の額又は出資の総額が記載された、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本等の写し（Ⅴに添付した資料の抜粋で可）

イ. 常時使用する従業員の数：雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し

なお、書類の証明日付が平成30年4月1日以降であること。

ウ. 発行株式数の総数又は出資価額の所有者及び所有比率が明記されたホームページ該当箇所、パンフレット、会社概要説明書、有価証券報告書等の写し

エ. 別紙⑭の役員名簿に大企業の役員又は職員を兼ねている者がいる場合は該当者をマーキングした書類（該当者なしの場合は、「該当者なし」と記載した書類）

② リース・エネルギーサービス・賃貸借等にて共同申請する場合、

- ・ 対象設備に関する契約書(案可)の写し
- ・ 契約金額に関する料金計算書

（補助金相当額が減額されていることを証明できる書類）

（賃貸借の場合、設備の更新により契約金額が増額されない事を証明できる書類）

※リース・エネルギーサービス期間は原則、設備の耐用年数に合致させること。できない場合は再リースする旨、特約条項等として記載すること。

※リース・エネルギーサービスは実績報告時には契約が締結されていること。

※リース・エネルギーサービスは事業年度内に開始すること。ただし、翌4月1日開始は可とする。

③ 支払委託契約（金融会社等が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）を利用の場合、支払委託契約書（案可）の写し

④ 発注先の選定に際して競争入札（又は3社以上の相見積）が著しく困難又は不適當である契約を含む場合、発注先選定理由書（P. 92 別紙⑯参照）

※事前にセンターに相談し、承認を得ること

⑤ その他、必要な追加書類

※ 審査に当たって別途資料の提出をお願いすることがあります。

※ センターへの申請書の提出は1部とし、必ず控えを保管しておいて下さい。提出いただいた書類は返却いたしませんのでご注意下さい。

7. 書類提出期限及び連絡先

《提出期限》

平成31年4月26日（金）（※消印有効、締切り厳守）

※ 必要な書類が期限までに提出されなかった場合、センターとしては受理できませんのでご注意ください。

《提出方法》

持参又は郵送

※ 郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、センターでは責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達記録が残る郵送方法（書留郵便等）のご利用を推奨します。

《申請・お問合せ先》

〒105-0004 東京都港区新橋3-7-9 川辺ビル5階
一般社団法人 都市ガス振興センター
事業部 天然ガス化普及促進グループ
TEL：03-6435-7692

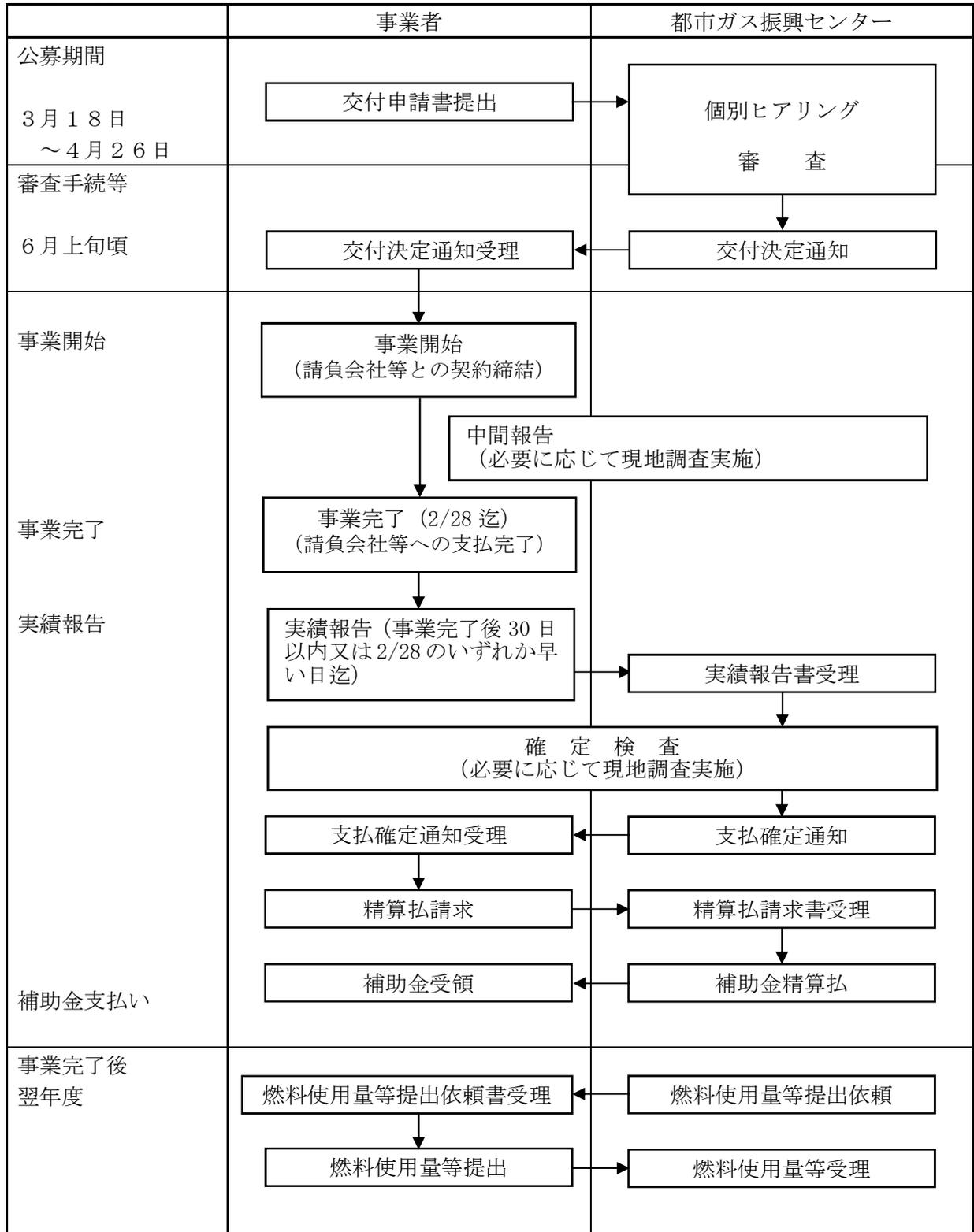
《申請・お問合せ等の受付時間》

[月～金] 9：00～17：20（12：00～13：00を除く）
（祝祭日・5月1日・12月29日～1月4日を除く）

交付申請書についてはセンターホームページ <http://www.gasproc.or.jp/> からダウンロードすることができます。

8. 申請から交付までの流れ

(1) 全体フロー



(2) 交付申請準備から事業完了までの期間に事業者が行う業務の詳細フロー

詳細フロー (例)	事業者が行う業務	必要書類
概算見積依頼	概算見積依頼書を作成し、見積依頼内容、範囲を明確にし、業者に見積を依頼。	見積依頼書 (P. 80 別紙②-1~2 参照)
概算見積回答	依頼した業者から見積を受領。内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか確認	見積書 (社印要)
交付申請	交付申請書を作成し、センターに提出※	交付申請書提出 (見積回答日以降かつ公募期間内の日付)
交付決定	交付決定通知書受領	交付決定通知書 (センターが発行)
実施見積依頼	実施見積依頼書を作成し、競争入札 (又は3社以上の相見積) を行う※	見積依頼書 (P. 80 別紙②-1~2 参照)
実施見積回答	見積依頼先から見積を受領。内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか確認	見積書 (3社以上、社印要)
契約締結 (事業開始)	最も安価な見積業者と契約を締結	契約書 (収入印紙要)、又は、注文書および注文請書 (収入印紙要)
施工開始	工事の進捗状況を把握しながら、予定した期間内に工事が完了するよう工程管理を行う	
納品	施工完了後、納品書または完了届け等を受領、および、仕様通りの能力であることを確認・証明できる書類を受領	納品書又は完了届等
検収	契約通り施工 (納品) が完了したか確認し、支障がなければ検収を行う	受領書又は検収書等 (納品書以降の日付)
請求	請求書を受領。支払は金融機関からの振込となるよう経理部門に伝える	請求書 (検収書以降の日付)
中間報告	必要に応じてセンターに中間報告を行う	実績報告書の途中段階のもの (申請者印不要)
支払完了 (事業完了)	施工業者等に費用を支払い、証明書を入手すること	金融機関発行の振込証明書

- ・補助事業の遂行にあたっては、上記事業の流れを参考に、各段階において補助事業者自身が主体となって必要な作業を進めて下さい。(あくまで参考であり異なるケースもあります)
- ・必要な書類を適切な時期に発行または入手し、日付の整合がとれているか確認をとりながら事業を進めて下さい。
- ・必要書類の原本 (原本を契約先に渡す場合はそのコピー) は、大切に保管しておいて下さい。実績報告時、必要書類のコピーを添付していただきます。また原本の確認をさせていただきます。
- ・売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札 (又は3社以上の相見積) により発注先を選定して下さい。
- ・補助事業を構成する全ての工事等 (補助対象経費であるか否かは関係ありません) の完了、検収と費用の支払いをもって補助事業の完了とします。

※発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札 (又は3社以上の相見積) が著しく困難又は不適当である場合は、事由発生次第、センターに発注先選定理由書を提出願います。尚、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意下さい。

【個人情報の利用目的について】

本補助事業に伴い一般社団法人 都市ガス振興センターが事業者の方々から取得した個人情報は以下の目的に利用いたします。

- ・ 「平成30年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金」に係る業務（ご連絡、資料送付、他の同類国庫補助金に対する重複申請の調査等）

なお、本補助事業に伴いご提供いただいた個人情報を上記の目的以外で利用することはありません。（但し、法令等により定められている場合を除きます）

〔別表1〕

政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
1	北海道	北海道	札幌市	政令指定	○
2	北海道	北海道	千歳市	北海道胆振東部	○
3	北海道	北海道	小樽市	北海道胆振東部	○
4	北海道	北海道	函館市	中核市	○
5	北海道	北海道	北見市	北海道胆振東部	×
6	北海道	北海道	石狩市	北海道胆振東部	○
7	北海道	北海道	北広島市	北海道胆振東部	×
8	北海道	北海道	恵庭市	北海道胆振東部	×
9	北海道	北海道	北斗市	北海道胆振東部	×
10	北海道	北海道	旭川市	中核市	×
11	北海道	北海道	江別市	北海道胆振東部	×
12	北海道	北海道	東神楽町	北海道胆振東部	×
13	北海道	北海道	釧路市	北海道胆振東部	×
14	北海道	北海道	釧路町	北海道胆振東部	×
15	北海道	北海道	室蘭市	北海道胆振東部	○
16	北海道	北海道	登別市	北海道胆振東部	×
17	北海道	北海道	帯広市	北海道胆振東部	×
18	北海道	北海道	苫小牧市	北海道胆振東部	○
19	北海道	北海道	滝川市	北海道胆振東部	×
20	北海道	北海道	岩見沢市	北海道胆振東部	×
21	北海道	北海道	美唄市	北海道胆振東部	×
22	北海道	北海道	長万部町	北海道胆振東部	×
23	東北	青森県	青森市	中核市	×
24	東北	青森県	八戸市	中核市	×
25	東北	岩手県	盛岡市	中核市	×
26	東北	岩手県	釜石市	地震エリア	×
27	東北	宮城県	仙台市	政令指定	○
28	東北	宮城県	多賀城市	地震エリア	×
29	東北	宮城県	名取市	地震エリア	×
30	東北	宮城県	富谷市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
31	東北	宮城県	大和町	地震エリア	×
32	東北	宮城県	大衡村	地震エリア	×
33	東北	宮城県	利府町	地震エリア	×
34	東北	宮城県	塩竈市	地震エリア	×
35	東北	宮城県	七ヶ浜町	地震エリア	×
36	東北	宮城県	石巻市	地震エリア	×
37	東北	宮城県	大崎市	地震エリア	×
38	東北	宮城県	気仙沼市	地震エリア	×
39	東北	秋田県	秋田市	中核市	○
40	東北	山形県	山形市	特例市	×
41	東北	福島県	福島市	中核市	×
42	東北	福島県	郡山市	中核市	×
43	東北	福島県	いわき市	中核市	×
44	東北	福島県	南相馬市	地震エリア	×
45	関東	茨城県	日立市	地震エリア	○
46	関東	茨城県	龍ヶ崎市	地震エリア	○
47	関東	茨城県	牛久市	地震エリア	×
48	関東	茨城県	つくば市	特例市	○
49	関東	茨城県	取手市	地震エリア	×
50	関東	茨城県	つくばみらい市	地震エリア	×
51	関東	茨城県	稲敷市	地震エリア	×
52	関東	茨城県	利根町	地震エリア	×
53	関東	茨城県	阿見町	地震エリア	×
54	関東	茨城県	美浦村	地震エリア	×
55	関東	茨城県	水戸市	特例市	×
56	関東	茨城県	笠間市	地震エリア	×
57	関東	茨城県	土浦市	地震エリア	×
58	関東	茨城県	常総市	地震エリア	×
59	関東	茨城県	かすみがうら市	地震エリア	×
60	関東	茨城県	石岡市	地震エリア	×
61	関東	茨城県	守谷市	地震エリア	×
62	関東	茨城県	茨城町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
63	関東	茨城県	五霞町	地震エリア	○
64	関東	栃木県	宇都宮市	中核市	○
65	関東	栃木県	真岡市	地震エリア	○
66	関東	栃木県	足利市	地震エリア	○
67	関東	栃木県	佐野市	地震エリア	×
68	関東	栃木県	栃木市	地震エリア	×
69	関東	栃木県	小山市	地震エリア	×
70	関東	栃木県	下野市	地震エリア	×
71	関東	群馬県	前橋市	中核市	○
72	関東	群馬県	高崎市	中核市	○
73	関東	群馬県	藤岡市	地震エリア	○
74	関東	群馬県	千代田町	地震エリア	×
75	関東	群馬県	邑楽町	地震エリア	×
76	関東	群馬県	太田市	特例市	○
77	関東	群馬県	館林市	地震エリア	×
78	関東	群馬県	伊勢崎市	特例市	×
79	関東	群馬県	大泉町	地震エリア	○
80	関東	群馬県	下仁田町	地震エリア	×
81	関東	埼玉県	さいたま市	政令指定	○
82	関東	埼玉県	川口市	中核市	○
83	関東	埼玉県	所沢市	特例市	×
84	関東	埼玉県	上尾市	地震エリア	×
85	関東	埼玉県	草加市	特例市	○
86	関東	埼玉県	蕨市	地震エリア	×
87	関東	埼玉県	戸田市	地震エリア	○
88	関東	埼玉県	朝霞市	地震エリア	○
89	関東	埼玉県	和光市	地震エリア	○
90	関東	埼玉県	新座市	地震エリア	×
91	関東	埼玉県	久喜市	地震エリア	○
92	関東	埼玉県	八潮市	地震エリア	○
93	関東	埼玉県	三郷市	地震エリア	○
94	関東	埼玉県	蓮田市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
95	関東	埼玉県	白岡市	地震エリア	×
96	関東	埼玉県	熊谷市	特例市	○
97	関東	埼玉県	行田市	地震エリア	×
98	関東	埼玉県	深谷市	地震エリア	○
99	関東	埼玉県	鴻巣市	地震エリア	×
100	関東	埼玉県	羽生市	地震エリア	×
101	関東	埼玉県	伊奈町	地震エリア	×
102	関東	埼玉県	川越市	中核市	○
103	関東	埼玉県	ふじみ野市	地震エリア	○
104	関東	埼玉県	狭山市	地震エリア	○
105	関東	埼玉県	鶴ヶ島市	地震エリア	×
106	関東	埼玉県	日高市	地震エリア	○
107	関東	埼玉県	飯能市	地震エリア	×
108	関東	埼玉県	川島町	地震エリア	×
109	関東	埼玉県	吉見町	地震エリア	×
110	関東	埼玉県	毛呂山町	地震エリア	○
111	関東	埼玉県	小川町	地震エリア	×
112	関東	埼玉県	秩父市	地震エリア	×
113	関東	埼玉県	春日部市	特例市	○
114	関東	埼玉県	越谷市	中核市	×
115	関東	埼玉県	吉川市	地震エリア	×
116	関東	埼玉県	加須市	地震エリア	×
117	関東	埼玉県	宮代町	地震エリア	×
118	関東	埼玉県	松伏町	地震エリア	×
119	関東	埼玉県	杉戸町	地震エリア	×
120	関東	埼玉県	志木市	地震エリア	×
121	関東	埼玉県	富士見市	地震エリア	×
122	関東	埼玉県	入間市	地震エリア	×
123	関東	埼玉県	三芳町	地震エリア	×
124	関東	埼玉県	本庄市	地震エリア	×
125	関東	埼玉県	上里町	地震エリア	×
126	関東	埼玉県	美里町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
127	関東	埼玉県	坂戸市	地震エリア	○
128	関東	埼玉県	北本市	地震エリア	×
129	関東	埼玉県	桶川市	地震エリア	×
130	関東	埼玉県	幸手市	地震エリア	×
131	関東	埼玉県	鳩山町	地震エリア	×
132	関東	埼玉県	東松山市	地震エリア	×
133	関東	埼玉県	滑川町	地震エリア	×
134	関東	千葉県	千葉市	政令指定	○
135	関東	千葉県	木更津市	地震エリア	×
136	関東	千葉県	八千代市	地震エリア	○
137	関東	千葉県	君津市	地震エリア	×
138	関東	千葉県	富津市	地震エリア	×
139	関東	千葉県	四街道市	地震エリア	×
140	関東	千葉県	袖ヶ浦市	地震エリア	×
141	関東	千葉県	八街市	地震エリア	×
142	関東	千葉県	佐倉市	地震エリア	○
143	関東	千葉県	印西市	地震エリア	○
144	関東	千葉県	白井市	地震エリア	×
145	関東	千葉県	成田市	地震エリア	○
146	関東	千葉県	富里市	地震エリア	×
147	関東	千葉県	酒々井町	地震エリア	×
148	関東	千葉県	芝山町	地震エリア	×
149	関東	千葉県	多古町	地震エリア	×
150	関東	千葉県	市川市	地震エリア	○
151	関東	千葉県	松戸市	地震エリア	○
152	関東	千葉県	鎌ヶ谷市	地震エリア	○
153	関東	千葉県	浦安市	地震エリア	○
154	関東	千葉県	船橋市	中核市	×
155	関東	千葉県	柏市	中核市	○
156	関東	千葉県	流山市	地震エリア	×
157	関東	千葉県	習志野市	地震エリア	×
158	関東	千葉県	我孫子市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
159	関東	千葉県	茂原市	地震エリア	×
160	関東	千葉県	山武市	地震エリア	×
161	関東	千葉県	市原市	地震エリア	○
162	関東	千葉県	一宮町	地震エリア	×
163	関東	千葉県	睦沢町	地震エリア	×
164	関東	千葉県	大多喜町	地震エリア	×
165	関東	千葉県	長生村	地震エリア	×
166	関東	千葉県	銚子市	地震エリア	×
167	関東	千葉県	館山市	地震エリア	×
168	関東	千葉県	野田市	地震エリア	×
169	関東	千葉県	栄町	地震エリア	×
170	関東	千葉県	旭市	地震エリア	×
171	関東	千葉県	東金市	地震エリア	×
172	関東	千葉県	白子町	地震エリア	×
173	関東	千葉県	大網白里市	地震エリア	×
174	関東	千葉県	九十九里町	地震エリア	×
175	関東	千葉県	長南町	地震エリア	×
176	関東	東京都	千代田区	特別区	○
177	関東	東京都	中央区	特別区	○
178	関東	東京都	港区	特別区	○
179	関東	東京都	新宿区	特別区	○
180	関東	東京都	文京区	特別区	○
181	関東	東京都	台東区	特別区	○
182	関東	東京都	墨田区	特別区	○
183	関東	東京都	江東区	特別区	○
184	関東	東京都	品川区	特別区	○
185	関東	東京都	目黒区	特別区	○
186	関東	東京都	大田区	特別区	○
187	関東	東京都	世田谷区	特別区	○
188	関東	東京都	渋谷区	特別区	○
189	関東	東京都	中野区	特別区	○
190	関東	東京都	杉並区	特別区	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
191	関東	東京都	豊島区	特別区	○
192	関東	東京都	北区	特別区	×
193	関東	東京都	荒川区	特別区	×
194	関東	東京都	板橋区	特別区	○
195	関東	東京都	練馬区	特別区	○
196	関東	東京都	足立区	特別区	○
197	関東	東京都	葛飾区	特別区	○
198	関東	東京都	江戸川区	特別区	○
199	関東	東京都	八王子市	中核市	○
200	関東	東京都	立川市	地震エリア	○
201	関東	東京都	武蔵野市	地震エリア	○
202	関東	東京都	三鷹市	地震エリア	○
203	関東	東京都	府中市	地震エリア	○
204	関東	東京都	昭島市	地震エリア	×
205	関東	東京都	調布市	地震エリア	○
206	関東	東京都	町田市	地震エリア	○
207	関東	東京都	小金井市	地震エリア	×
208	関東	東京都	小平市	地震エリア	○
209	関東	東京都	日野市	地震エリア	○
210	関東	東京都	東村山市	地震エリア	○
211	関東	東京都	国分寺市	地震エリア	×
212	関東	東京都	国立市	地震エリア	×
213	関東	東京都	狛江市	地震エリア	×
214	関東	東京都	東大和市	地震エリア	○
215	関東	東京都	清瀬市	地震エリア	○
216	関東	東京都	東久留米市	地震エリア	○
217	関東	東京都	多摩市	地震エリア	○
218	関東	東京都	稲城市	地震エリア	○
219	関東	東京都	西東京市	地震エリア	×
220	関東	東京都	武蔵村山市	地震エリア	×
221	関東	東京都	青梅市	地震エリア	×
222	関東	東京都	福生市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
223	関東	東京都	羽村市	地震エリア	×
224	関東	東京都	あきる野市	地震エリア	×
225	関東	東京都	瑞穂町	地震エリア	×
226	関東	東京都	日の出町	地震エリア	×
227	関東	神奈川県	横浜市	政令指定	○
228	関東	神奈川県	川崎市	政令指定	○
229	関東	神奈川県	横須賀市	中核市	×
230	関東	神奈川県	平塚市	特例市	○
231	関東	神奈川県	鎌倉市	地震エリア	×
232	関東	神奈川県	藤沢市	地震エリア	○
233	関東	神奈川県	茅ヶ崎市	特例市	○
234	関東	神奈川県	逗子市	地震エリア	×
235	関東	神奈川県	相模原市	政令指定	○
236	関東	神奈川県	三浦市	地震エリア	×
237	関東	神奈川県	大和市	特例市	○
238	関東	神奈川県	海老名市	地震エリア	○
239	関東	神奈川県	座間市	地震エリア	×
240	関東	神奈川県	綾瀬市	地震エリア	×
241	関東	神奈川県	南足柄市	地震エリア	○
242	関東	神奈川県	葉山町	地震エリア	×
243	関東	神奈川県	寒川町	地震エリア	×
244	関東	神奈川県	大磯町	地震エリア	×
245	関東	神奈川県	中井町	地震エリア	×
246	関東	神奈川県	開成町	地震エリア	×
247	関東	神奈川県	小田原市	特例市	○
248	関東	神奈川県	箱根町	地震エリア	×
249	関東	神奈川県	大井町	地震エリア	○
250	関東	神奈川県	二宮町	地震エリア	×
251	関東	神奈川県	秦野市	地震エリア	×
252	関東	神奈川県	伊勢原市	地震エリア	○
253	関東	神奈川県	厚木市	特例市	○
254	関東	神奈川県	愛川町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
255	関東	神奈川県	湯河原町	地震エリア	×
256	関東	新潟県	新潟市	政令指定	○
257	関東	新潟県	長岡市	特例市	○
258	関東	新潟県	上越市	特例市	×
259	中部	富山県	富山市	中核市	×
260	中部	富山県	高岡市	中枢中核都市	×
261	中部	富山県	射水市	中枢中核都市	×
262	中部	石川県	金沢市	中核市	○
263	近畿	福井県	福井市	特例市	×
264	関東	山梨県	富士吉田市	地震エリア	×
265	関東	山梨県	富士河口湖町	地震エリア	×
266	関東	山梨県	忍野村	地震エリア	○
267	関東	山梨県	山中湖村	地震エリア	×
268	関東	山梨県	甲府市	特例市	×
269	関東	山梨県	中央市	地震エリア	×
270	関東	山梨県	甲斐市	地震エリア	×
271	関東	山梨県	昭和町	地震エリア	○
272	関東	長野県	松本市	特例市	○
273	関東	長野県	諏訪市	地震エリア	○
274	関東	長野県	岡谷市	地震エリア	×
275	関東	長野県	茅野市	地震エリア	×
276	関東	長野県	下諏訪町	地震エリア	×
277	関東	長野県	飯田市	地震エリア	×
278	関東	長野県	長野市	中核市	○
279	中部	岐阜県	可児市	地震エリア	○
280	中部	岐阜県	多治見市	地震エリア	×
281	中部	岐阜県	土岐市	地震エリア	×
282	中部	岐阜県	岐阜市	中核市	○
283	中部	岐阜県	瑞穂市	地震エリア	×
284	中部	岐阜県	大垣市	地震エリア	×
285	中部	岐阜県	羽島市	地震エリア	×
286	中部	岐阜県	本巣市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
287	中部	岐阜県	山県市	地震エリア	×
288	中部	岐阜県	各務原市	地震エリア	○
289	中部	岐阜県	美濃加茂市	地震エリア	×
290	中部	岐阜県	笠松町	地震エリア	○
291	中部	岐阜県	岐南町	地震エリア	×
292	中部	岐阜県	北方町	地震エリア	×
293	中部	岐阜県	大野町	地震エリア	×
294	中部	岐阜県	御嵩町	地震エリア	×
295	中部	岐阜県	安八町	地震エリア	×
296	関東	静岡県	静岡市	政令指定	○
297	関東	静岡県	沼津市	特例市	×
298	関東	静岡県	三島市	地震エリア	×
299	関東	静岡県	裾野市	地震エリア	×
300	関東	静岡県	富士市	特例市	○
301	関東	静岡県	富士宮市	地震エリア	○
302	関東	静岡県	袋井市	地震エリア	×
303	関東	静岡県	御殿場市	地震エリア	×
304	関東	静岡県	清水町	地震エリア	×
305	関東	静岡県	長泉町	地震エリア	×
306	関東	静岡県	函南町	地震エリア	×
307	関東	静岡県	熱海市	地震エリア	×
308	関東	静岡県	伊東市	地震エリア	×
309	関東	静岡県	焼津市	地震エリア	○
310	関東	静岡県	藤枝市	地震エリア	×
311	関東	静岡県	島田市	地震エリア	×
312	関東	静岡県	下田市	地震エリア	×
313	関東	静岡県	掛川市	地震エリア	×
314	関東	静岡県	浜松市	政令指定	○
315	関東	静岡県	湖西市	地震エリア	○
316	関東	静岡県	磐田市	地震エリア	○
317	中部	愛知県	名古屋市	政令指定	○
318	中部	愛知県	日進市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
319	中部	愛知県	長久手市	地震エリア	○
320	中部	愛知県	豊明市	地震エリア	×
321	中部	愛知県	岡崎市	中核市	×
322	中部	愛知県	蒲郡市	地震エリア	×
323	中部	愛知県	豊川市	地震エリア	×
324	中部	愛知県	豊田市	中核市	○
325	中部	愛知県	みよし市	地震エリア	○
326	中部	愛知県	東海市	地震エリア	○
327	中部	愛知県	知多市	地震エリア	×
328	中部	愛知県	大府市	地震エリア	×
329	中部	愛知県	半田市	地震エリア	○
330	中部	愛知県	高浜市	地震エリア	×
331	中部	愛知県	常滑市	地震エリア	○
332	中部	愛知県	刈谷市	地震エリア	○
333	中部	愛知県	知立市	地震エリア	×
334	中部	愛知県	碧南市	地震エリア	×
335	中部	愛知県	安城市	地震エリア	○
336	中部	愛知県	西尾市	地震エリア	○
337	中部	愛知県	小牧市	地震エリア	×
338	中部	愛知県	犬山市	地震エリア	×
339	中部	愛知県	江南市	地震エリア	×
340	中部	愛知県	春日井市	特例市	×
341	中部	愛知県	瀬戸市	地震エリア	×
342	中部	愛知県	尾張旭市	地震エリア	×
343	中部	愛知県	一宮市	特例市	○
344	中部	愛知県	岩倉市	地震エリア	×
345	中部	愛知県	稲沢市	地震エリア	○
346	中部	愛知県	北名古屋	地震エリア	×
347	中部	愛知県	清須市	地震エリア	×
348	中部	愛知県	愛西市	地震エリア	×
349	中部	愛知県	津島市	地震エリア	×
350	中部	愛知県	あま市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
351	中部	愛知県	弥富市	地震エリア	×
352	中部	愛知県	豊山町	地震エリア	×
353	中部	愛知県	東郷町	地震エリア	×
354	中部	愛知県	幸田町	地震エリア	○
355	中部	愛知県	武豊町	地震エリア	×
356	中部	愛知県	阿久比町	地震エリア	○
357	中部	愛知県	東浦町	地震エリア	×
358	中部	愛知県	大口町	地震エリア	○
359	中部	愛知県	扶桑町	地震エリア	×
360	中部	愛知県	大治町	地震エリア	×
361	中部	愛知県	蟹江町	地震エリア	×
362	中部	愛知県	飛鳥村	地震エリア	×
363	中部	愛知県	豊橋市	中核市	×
364	中部	愛知県	田原市	地震エリア	×
365	中部	三重県	四日市市	特例市	×
366	中部	三重県	桑名市	地震エリア	×
367	中部	三重県	いなべ市	地震エリア	○
368	中部	三重県	亀山市	地震エリア	×
369	中部	三重県	鈴鹿市	地震エリア	×
370	中部	三重県	津市	県庁所在地	×
371	中部	三重県	伊勢市	地震エリア	×
372	中部	三重県	松阪市	地震エリア	×
373	中部	三重県	木曽岬町	地震エリア	×
374	中部	三重県	川越町	地震エリア	×
375	中部	三重県	朝日町	地震エリア	×
376	中部	三重県	東員町	地震エリア	○
377	中部	三重県	伊賀市	地震エリア	○
378	中部	三重県	名張市	地震エリア	○
379	近畿	滋賀県	大津市	中核市	○
380	近畿	滋賀県	近江八幡市	地震エリア	○
381	近畿	滋賀県	彦根市	地震エリア	×
382	近畿	滋賀県	長浜市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
383	近畿	滋賀県	草津市	地震エリア	○
384	近畿	滋賀県	守山市	地震エリア	○
385	近畿	滋賀県	栗東市	地震エリア	○
386	近畿	滋賀県	甲賀市	地震エリア	○
387	近畿	滋賀県	野洲市	地震エリア	○
388	近畿	滋賀県	湖南市	地震エリア	○
389	近畿	滋賀県	東近江市	地震エリア	○
390	近畿	滋賀県	米原市	地震エリア	×
391	近畿	滋賀県	日野町	地震エリア	×
392	近畿	滋賀県	竜王町	地震エリア	×
393	近畿	滋賀県	愛荘町	地震エリア	×
394	近畿	滋賀県	多賀町	地震エリア	×
395	近畿	滋賀県	甲良町	地震エリア	×
396	近畿	京都府	京都市	政令指定	○
397	近畿	京都府	宇治市	地震エリア	○
398	近畿	京都府	亀岡市	地震エリア	×
399	近畿	京都府	城陽市	地震エリア	×
400	近畿	京都府	向日市	地震エリア	×
401	近畿	京都府	長岡京市	地震エリア	×
402	近畿	京都府	八幡市	地震エリア	○
403	近畿	京都府	京田辺市	地震エリア	○
404	近畿	京都府	木津川市	地震エリア	○
405	近畿	京都府	大山崎町	地震エリア	○
406	近畿	京都府	久御山町	地震エリア	○
407	近畿	京都府	精華町	地震エリア	○
408	近畿	京都府	井手町	地震エリア	×
409	近畿	大阪府	大阪市	政令指定	○
410	近畿	大阪府	堺市	政令指定	○
411	近畿	大阪府	岸和田市	特例市	○
412	近畿	大阪府	豊中市	中核市	×
413	近畿	大阪府	池田市	地震エリア	×
414	近畿	大阪府	吹田市	特例市	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
415	近畿	大阪府	泉大津市	地震エリア	×
416	近畿	大阪府	高槻市	中核市	○
417	近畿	大阪府	貝塚市	地震エリア	○
418	近畿	大阪府	守口市	地震エリア	○
419	近畿	大阪府	枚方市	中核市	○
420	近畿	大阪府	茨木市	特例市	○
421	近畿	大阪府	八尾市	中核市	○
422	近畿	大阪府	泉佐野市	地震エリア	○
423	近畿	大阪府	富田林市	地震エリア	○
424	近畿	大阪府	寝屋川市	特例市	×
425	近畿	大阪府	河内長野市	地震エリア	○
426	近畿	大阪府	松原市	地震エリア	○
427	近畿	大阪府	大東市	地震エリア	○
428	近畿	大阪府	和泉市	地震エリア	○
429	近畿	大阪府	箕面市	地震エリア	×
430	近畿	大阪府	柏原市	地震エリア	○
431	近畿	大阪府	羽曳野市	地震エリア	○
432	近畿	大阪府	門真市	地震エリア	○
433	近畿	大阪府	摂津市	地震エリア	○
434	近畿	大阪府	高石市	地震エリア	○
435	近畿	大阪府	藤井寺市	地震エリア	×
436	近畿	大阪府	東大阪市	中核市	○
437	近畿	大阪府	泉南市	地震エリア	○
438	近畿	大阪府	四条畷市	地震エリア	○
439	近畿	大阪府	交野市	地震エリア	○
440	近畿	大阪府	大阪狭山市	地震エリア	○
441	近畿	大阪府	阪南市	地震エリア	×
442	近畿	大阪府	島本町	地震エリア	×
443	近畿	大阪府	豊能町	地震エリア	×
444	近畿	大阪府	忠岡町	地震エリア	○
445	近畿	大阪府	熊取町	地震エリア	○
446	近畿	大阪府	田尻町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
447	近畿	大阪府	岬町	地震エリア	×
448	近畿	大阪府	太子町	地震エリア	×
449	近畿	大阪府	河南町	地震エリア	×
450	近畿	兵庫県	神戸市	政令指定	○
451	近畿	兵庫県	姫路市	中核市	×
452	近畿	兵庫県	尼崎市	中核市	○
453	近畿	兵庫県	明石市	中核市	○
454	近畿	兵庫県	西宮市	中核市	○
455	近畿	兵庫県	芦屋市	地震エリア	×
456	近畿	兵庫県	伊丹市	地震エリア	○
457	近畿	兵庫県	加古川市	特例市	○
458	近畿	兵庫県	宝塚市	特例市	×
459	近畿	兵庫県	三木市	地震エリア	○
460	近畿	兵庫県	高砂市	地震エリア	○
461	近畿	兵庫県	川西市	地震エリア	×
462	近畿	兵庫県	加西市	地震エリア	×
463	近畿	兵庫県	加東市	地震エリア	×
464	近畿	兵庫県	たつの市	地震エリア	×
465	近畿	兵庫県	稲美町	地震エリア	×
466	近畿	兵庫県	播磨町	地震エリア	○
467	近畿	兵庫県	太子町	地震エリア	×
468	近畿	兵庫県	洲本市	地震エリア	×
469	近畿	奈良県	奈良市	中核市	○
470	近畿	奈良県	大和高田市	地震エリア	×
471	近畿	奈良県	大和郡山市	地震エリア	×
472	近畿	奈良県	天理市	地震エリア	○
473	近畿	奈良県	生駒市	地震エリア	○
474	近畿	奈良県	香芝市	地震エリア	×
475	近畿	奈良県	平群町	地震エリア	×
476	近畿	奈良県	三郷町	地震エリア	○
477	近畿	奈良県	斑鳩町	地震エリア	×
478	近畿	奈良県	安堵町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
479	近畿	奈良県	川西町	地震エリア	×
480	近畿	奈良県	上牧町	地震エリア	×
481	近畿	奈良県	王寺町	地震エリア	○
482	近畿	奈良県	広陵町	地震エリア	×
483	近畿	奈良県	河合町	地震エリア	×
484	近畿	奈良県	橿原市	地震エリア	×
485	近畿	奈良県	葛城市	地震エリア	○
486	近畿	奈良県	御所市	地震エリア	×
487	近畿	奈良県	桜井市	地震エリア	×
488	近畿	奈良県	明日香村	地震エリア	×
489	近畿	奈良県	五條市	地震エリア	×
490	近畿	和歌山県	和歌山市	中核市	○
491	近畿	和歌山県	海南市	地震エリア	×
492	近畿	和歌山県	岩出市	地震エリア	×
493	近畿	和歌山県	新宮市	地震エリア	×
494	中国・四国	鳥取県	鳥取市	中核市	×
495	中国・四国	島根県	松江市	中核市	○
496	中国・四国	岡山県	岡山市	政令指定	○
497	中国・四国	岡山県	倉敷市	中核市	×
498	中国・四国	岡山県	玉野市	地震エリア	×
499	中国・四国	岡山県	早島町	地震エリア	×
500	中国・四国	広島県	広島市	政令指定	○
501	中国・四国	広島県	廿日市市	地震エリア	×
502	中国・四国	広島県	呉市	中核市	×
503	中国・四国	広島県	尾道市	地震エリア	×
504	中国・四国	広島県	三原市	地震エリア	×
505	中国・四国	広島県	東広島市	地震エリア	×
506	中国・四国	広島県	福山市	中核市	×
507	中国・四国	広島県	府中町	地震エリア	×
508	中国・四国	広島県	海田町	地震エリア	×
509	中国・四国	広島県	坂町	地震エリア	×
510	中国・四国	広島県	熊野町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
511	中国・四国	山口県	下関市	中核市	○
512	中国・四国	山口県	山陽小野田市	地震エリア	○
513	中国・四国	山口県	宇部市	中枢中核都市	×
514	中国・四国	山口県	山口市	県庁所在地	×
515	中国・四国	山口県	防府市	地震エリア	○
516	中国・四国	山口県	周南市	地震エリア	×
517	中国・四国	山口県	下松市	地震エリア	×
518	中国・四国	山口県	光市	地震エリア	○
519	中国・四国	徳島県	徳島市	県庁所在地	×
520	中国・四国	香川県	高松市	中核市	×
521	中国・四国	香川県	坂出市	地震エリア	×
522	中国・四国	香川県	丸亀市	地震エリア	×
523	中国・四国	香川県	善通寺市	地震エリア	×
524	中国・四国	香川県	宇多津町	地震エリア	×
525	中国・四国	香川県	多度津町	地震エリア	×
526	中国・四国	香川県	琴平町	地震エリア	×
527	中国・四国	愛媛県	松山市	中核市	×
528	中国・四国	愛媛県	今治市	地震エリア	×
529	中国・四国	愛媛県	宇和島市	地震エリア	×
530	中国・四国	愛媛県	松前町	地震エリア	×
531	中国・四国	高知県	高知市	中核市	×
532	九州	福岡県	福岡市	政令指定	○
533	九州	福岡県	北九州市	政令指定	○
534	九州	福岡県	苅田町	地震エリア	×
535	九州	福岡県	久留米市	中核市	×
536	九州	佐賀県	佐賀市	特例市	×
537	九州	長崎県	長崎市	中核市	○
538	九州	長崎県	佐世保市	中核市	×
539	九州	熊本県	熊本市	政令指定	○
540	九州	熊本県	合志市	熊本地震	○
541	九州	熊本県	菊陽町	熊本地震	×
542	九州	熊本県	大津町	熊本地震	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
543	九州	熊本県	益城町	熊本地震	×
544	九州	熊本県	嘉島町	熊本地震	×
545	九州	熊本県	御船町	熊本地震	×
546	九州	熊本県	荒尾市	熊本地震	×
547	九州	熊本県	八代市	熊本地震	×
548	九州	熊本県	天草市	熊本地震	×
549	九州	熊本県	山鹿市	熊本地震	×
550	九州	大分県	大分市	中核市	×
551	九州	大分県	別府市	地震エリア	×
552	九州	大分県	由布市	地震エリア	×
553	九州	大分県	中津市	地震エリア	×
554	九州	宮崎県	宮崎市	中核市	×
555	九州	宮崎県	延岡市	地震エリア	×
556	九州	宮崎県	都城市	地震エリア	×
557	九州	宮崎県	三股町	地震エリア	×
558	九州	鹿児島県	鹿児島市	中核市	○
559	九州	鹿児島県	薩摩川内市	地震エリア	×
560	九州	鹿児島県	霧島市	地震エリア	×
561	九州	鹿児島県	阿久根市	地震エリア	×
562	九州	鹿児島県	奄美市	地震エリア	×
563	九州	鹿児島県	姪良市	地震エリア	×
564	九州	沖縄県	那覇市	中核市	×
565	九州	沖縄県	豊見城市	地震エリア	×

9 - 1 . 交付申請・実施計画
・発注計画関係

(別紙①)

(様式第1)

受理番号 (センターで記入)					

番 号			
申請日(記入日)			
平成			
	年		月 日

申請者の社内上申番号を
記入する。(空欄可)

募集期間内であることを確認。

平成 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
交付申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申請者が複数の場合
下記の※参照。

1. 申請者

法人名				印  
代表者名				
役 職				
住 所	郵便番号	-		

※ 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。
記入順序は所有者、使用者、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること。

(3) 事業実施工程表

- ・別紙「発注計画書」の通り。
- ・補助事業の開始及び完了予定日

当年度	開始予定日	平成		年		月		日
	完了予定日	平成		年		月		日
事業全体	開始予定日	平成		年		月		日
	完了予定日	平成		年		月		日

開始予定日は最初の工事等の契約締結予定日、
完了予定日は最終の支払完了予定日を記入する。

3. 補助事業担当窓口

(1) 申請者

担当者

法人名				
部署名				
(フリガナ)				
実施責任者名	<p>申請者が複数の場合は、補助対象設備を所有する 予定の申請者を筆頭に記入し、続いて使用者を記入 する。その他の書類についても連名で記載する場 合は、この順番で記入する。</p>			
役職				
住所	(—)			
電話番号	—	—	FAX番号	— —
E-mailアドレス				

※申請者が複数の場合、全ての申請者の担当者連絡先について記入のうえ押印すること。

(2) 補助事業後の都市ガス供給事業者

法人名				
部署名				
(フリガナ)				
担当者名				
役職				
住所	(—)			
電話番号	—	—	FAX番号	— —
E-mailアドレス				

(3) 補助事業後の都市ガス導管事業者

法人名	<p>ガス会社の担当者が小売り部門と導管部門で 担当窓口が同じ場合には「同上」で可。</p>			
部署名				
(フリガナ)				
担当者名				
役職				
住所	(—)			
電話番号	—	—	FAX番号	— —
E-mailアドレス				

4. 補助対象経費の算出根拠

別紙「申請金額整理表」の通り。

消費税等は補助対象外のため、
税抜きで記入。

補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の配分額

区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合計	円	円		円

※「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。
なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

※「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費につ
いて、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

※「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、
その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。

※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入してください。

「補助率」を選択

「補助対象経費」×
「補助率」の金額を
記入。但し、1円未
満は切り捨てとする。

補助事業に要する経費のうち、補助対象外の経費を除外した金額を記入する。
見積書は対象範囲・対象外範囲の内訳が分かるものとし、経費の区分等が
分かりにくい場合は注釈をつける。

(別紙③-1)

平成30年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 申請金額整理表

見積件名	見積会社	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
設計・基礎工事	A社	300,000 円	300,000 円	2/3	200,000 円
機器設置工事	B社	700,000 円	600,000 円	2/3	400,000 円
		0 円	0 円	2/3	0 円
		0 円	0 円	2/3	0 円
		0 円	0 円	2/3	0 円
合 計		1,000,000 円	900,000 円		600,000 円

(別紙③-2)

申請者が複数の場合に作成する。

補助事業に要する経費等の申請者別内訳について(記入例)

※「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入。
但し、1円未満は切り捨てとする。

合計

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	300,000 円	300,000 円	2/3	200,000 円
II. 既存設備撤去費	700,000 円	600,000 円	2/3	400,000 円
III. 新規設備機器費	12,000,000 円	12,000,000 円	2/3	8,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	4,000,000 円	3,000,000 円	2/3	2,000,000 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	2/3	0 円
合 計	17,000,000 円	15,900,000 円		10,600,000 円

〇〇〇〇株式会社

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	300,000 円	300,000 円	2/3	200,000 円
II. 既存設備撤去費	700,000 円	600,000 円	2/3	400,000 円
III. 新規設備機器費	6,000,000 円	6,000,000 円	2/3	4,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	2,000,000 円	1,500,000 円	2/3	1,000,000 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	2/3	0 円
合 計	9,000,000 円	8,400,000 円		5,600,000 円

「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入。合計の各区分の経費の金額に合うように申請者間で1円単位の切捨て切上げは調整する。

△△△△株式会社

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	0 円	0 円	2/3	0 円
II. 既存設備撤去費	0 円	0 円	2/3	0 円
III. 新規設備機器費	6,000,000 円	6,000,000 円	2/3	4,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	2,000,000 円	1,500,000 円	2/3	1,000,000 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	2/3	0 円
合 計	8,000,000 円	7,500,000 円		5,000,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

(別紙④)

申請者別の資金調達計画について(記入例)

申請者が複数の場合、下記を参考に記入。

〇〇〇〇株式会社

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	5,600,000 円	3,400,000 円	0 円	9,000,000 円

△△△△株式会社

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	5,000,000 円	3,000,000 円	0 円	8,000,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

(別紙⑤)

平成 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
発注計画書（記入例）

見積依頼書の件名を記入すること。

補助事業に要する経費を構成するすべての発注について、件名(契約)ごとに本紙を作成すること。

件名：

No	年 月 日	発 注 計 画
1	平成○年○月○日	概算見積依頼（○○(株)） 金額は税別価格とすること。
2	平成○年○月○日	概算見積回答（○○(株)）： ○○, ○○○円税別
3	平成○年○月○日	交付申請
4	平成○年○月○日	実施見積依頼（○○(株)、 (株)△△、 □□(株)）
5	平成○年○月○日	実施見積回答（○○(株)、 (株)△△、 □□(株)）
6	平成○年○月○日	契約締結 交付申請以降は、予定を記入すること。
7	平成○年○月○日	中間報告
8	平成○年○月○日	納品
9	平成○年○月○日	検収
10	平成○年○月○日	請求
11	平成○年○月○日	支払い完了
12	平成○年○月○日	実績報告
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(別紙⑥)

日本標準産業分類(平成25年10月改定)

分類	業種	業種分類
農業、林業		
A01	農業	製造業その他
A02	林業	製造業その他
漁業		
B03	漁業(水産養殖業を除く)	製造業その他
B04	水産養殖業	製造業その他
鉱業、採石業、砂利採取業		
C05	鉱業、採石業、砂利採取業	製造業その他
建設業		
D06	総合工事業	製造業その他
D07	職別工事業(設備工事業を除く)	製造業その他
D08	設備工事業	製造業その他
製造業		
E09	食料品製造業	製造業その他
E10	飲料・たばこ・飼料製造業	製造業その他
E11	繊維工業	製造業その他
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	製造業その他
E13	家具・装備品製造業	製造業その他
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	製造業その他
E15	印刷・同関連業	製造業その他
E16	化学工業	製造業その他
E17	石油製品・石炭製品製造業	製造業その他
E18	プラスチック製品製造業	製造業その他
E19	ゴム製品製造業	製造業その他
E20	なめし革・同製品・毛皮製造業	製造業その他
E21	窯業・土石製品製造業	製造業その他
E22	鉄鋼業	製造業その他
E23	非鉄金属製造業	製造業その他
E24	金属製品製造業	製造業その他
E25	はん用機械器具製造業	製造業その他
E26	生産用機械器具製造業	製造業その他
E27	業務用機械器具製造業	製造業その他
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	製造業その他
E29	電気機械器具製造業	製造業その他
E30	情報通信機械器具製造業	製造業その他
E31	輸送用機械器具製造業	製造業その他
E32	その他の製造業	製造業その他
電気・ガス・熱供給・水道業		
F33	電気業	製造業その他
F34	ガス業	製造業その他
F35	熱供給業	製造業その他
F36	水道業	製造業その他

情報通信業		
G37	通信業	製造業その他
G38	放送業	サービス業
G39	情報サービス業	サービス業
G40	インターネット付随サービス業	製造業その他
(映像・音声・文字情報制作業)		
G410	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
G411	映像情報制作・配給業	サービス業
G412	音声情報制作業	サービス業
G413	新聞業	製造業その他
G414	出版業	製造業その他
G415	広告制作業	サービス業
G416	映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業	サービス業
運輸業、郵便業		
H42	鉄道業	製造業その他
H43	道路旅客運送業	製造業その他
H44	道路貨物運送業	製造業その他
H45	水運業	製造業その他
H46	航空運輸業	製造業その他
H47	倉庫業	製造業その他
H48	運輸に付随するサービス業	製造業その他
H49	郵便業(信書便事業を含む)	製造業その他
卸売業、小売業		
I50	各種商品卸売業	卸売業
I51	繊維・衣服等卸売業	卸売業
I52	飲食料品卸売業	卸売業
I53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	卸売業
I54	機械器具卸売業	卸売業
I55	その他の卸売業	卸売業
I56	各種商品小売業	小売業
I57	織物・衣服・身の回り品小売業	小売業
I58	飲食料品小売業	小売業
I59	機械器具小売業	小売業
I60	その他の小売業	小売業
I61	無店舗小売業	小売業
金融業、保険業		
J62	銀行業	製造業その他
J63	協同組織金融業	製造業その他
J64	貸金業、クレジットカード業等非貯金信用機関	製造業その他
J65	金融商品取引業、商品先物取引業	製造業その他
J66	補助的金融業等	製造業その他
J67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	製造業その他
不動産業、物品賃貸業		
K68	不動産取引業	製造業その他
(不動産賃貸業・管理業)		
K690	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
K691	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)	製造業その他
K692	貸家業、貸間業	製造業その他
K693	駐車場業	サービス業
K694	不動産管理業	製造業その他
K70	物品賃貸業	サービス業

学術研究、専門・技術サービス業		
L71	学術・開発研究機関	サービス業
L72	専門サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
L73	広告業	サービス業
L74	技術サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
宿泊業、飲食サービス業		
M75	宿泊業	サービス業
M76	飲食店	小売業
M77	持ち帰り・配達飲食サービス業	小売業
生活関連サービス業、娯楽業		
N78	洗濯・理容・美容・浴場業 (その他の生活関連サービス業)	サービス業
N790	管理、補助的経済活動を行う事業所	サービス業
N791	旅行業	製造業その他
N792	家事サービス業	サービス業
N793	衣服裁縫修理業	サービス業
N794	物品預り業	サービス業
N795	火葬・墓地管理業	サービス業
N796	冠婚葬祭業	サービス業
N799	他に分類されない生活関連サービス業	サービス業
N80	娯楽業	サービス業
教育、学習支援業		
O81	学校教育	サービス業
O82	その他の教育、学習支援業	サービス業
医療、福祉		
P83	医療業 ※1	サービス業
P84	保健衛生	サービス業
P85	社会保険・社会福祉・介護事業	サービス業
複合サービス業		
Q86	郵便局	サービス業
Q87	協同組合(他に分類されないもの)	サービス業
サービス業(他に分類されないもの)		
R88	廃棄物処理業	サービス業
R89	自動車整備業	サービス業
R90	機械等修理業	サービス業
R91	職業紹介・労働者派遣業	サービス業
R92	その他の事業サービス業	サービス業
R93	政治・経済・文化団体	サービス業
R94	宗教	サービス業
R95	その他のサービス業	サービス業
R96	外国公務	サービス業
公務(他に分類されるものを除く)		
S97	国家公務	製造業その他
S98	地方公務	製造業その他
分類不能の産業		
T99	分類不能の産業	製造業その他

※1 医療法人は、中小企業者ではありません

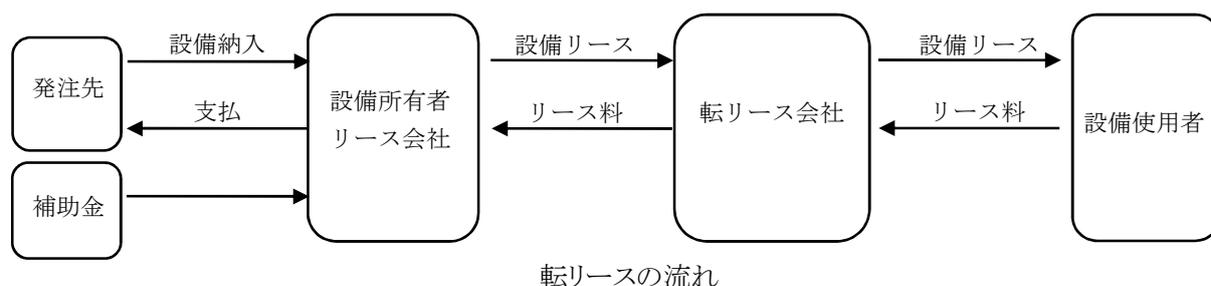
(別紙⑦)

共同申請となりうる各種契約の取扱い

1. 転リース

(1) 転リースとは

転リースとは、リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の条件で第三者にリースする取引を指します。



(2) 転リースを利用した事業の扱い

① 転リース会社が補助事業に必要な一定の役割(※)を担う必要があります。単にリース会社から設備使用者の間に入ってリースするだけのものは認められません。

※ 操業管理・メンテナンス・電気や熱の販売等

② リース会社・転リース会社・設備使用者の3者共同申請とする必要があります。

③ 各リースの契約において、設備を財産処分期間使用できる契約とする必要があります。

④ 実施計画書(様式第2)に3者の関係と役割分担を添付して下さい。

⑤ 交付申請書および実績報告書に以下の書類を添付して下さい。

- ・リース会社と転リース会社、転リース会社と設備使用者、各リース契約書の写し
- ・各リース契約金額に関する料金計算書(補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)

※ 交付申請書に添付する資料は案で可

⑥ 事業の完了は、設備所有者(リース会社)が発注者へ経費の支払いを行った日とします。

2. リースバック

(1) リースバックとは

使用者が事業用資産を売却し、それをそのまま使用しながら買い主(設備所有者=リース会社)に使用料を支払う方式を指します。

(2) リースバックの流れ

① 設備使用者が発注先から設備等を購入し支払います。

② 設備使用者は、リース会社に設備を売却します。

③ リース会社は設備使用者に対し、購入した設備をリースします。

(3) リースバックを利用した事業の扱い

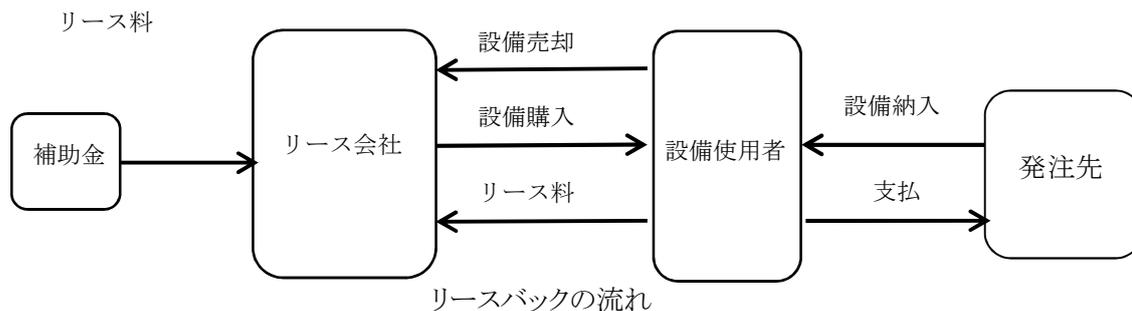
① リースバックを利用する場合は、事前にセンターに内容を説明し、事業形態について了解を得る必要があります。

② 補助金は、共同申請者のうちリース会社(設備の所有者)に支払われます。

- ③設備使用者がリース会社に支払う代金に補助金分が除外されており、かつ申請者間の転売で発生する手数料等は補助対象経費から除外されている必要があります。
- ④実施計画書(様式第2)に3者の関係と役割分担を添付して下さい。
- ⑤事業の完了は、事業者間の売買(所有権の移動)がなされた日とします。
- ⑥実績報告書には、以下の間で取り交わされた契約書(注文書、注文請書)、納品書、請求書、支払いを証明する書類の写しが追加で必要となります。

リース会社 ⇔ 設備使用者

設備使用者 ⇔ 発注先



9 - 2. 計算シート作成にあたっての 考え方

(別紙⑧)

省エネルギー性の評価について

1. 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

(1) 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

A : 補助事業設備を稼働させなかった場合の補助事業に係るシステムの年間1次エネルギー消費量(従来方式)

B : 補助事業設備を稼働させた場合の補助事業に係るシステムの1次エネルギー消費量

A-B : 省エネルギー量(補助事業設備を稼働させることによる導入対象エネルギーシステムの年間1次エネルギー削減量)

省エネルギー率とは、 $\{(A-B)/A\} \times 100$ をいいます。

*省エネルギー量の試算に際しては、十分な裕度を見込んで下さい。

代表的な事例

	従来方式	補助事業方式
コージェネレーション設備(新設)+ボイラ(更新)	<p>系統電力 電力 C(GJ) → 構外 電力 C(GJ) → 構内 ボイラ(既存) ← 燃料 A(GJ) → 温熱 D(GJ)</p>	<p>系統電力 電力 C(GJ) → 構外 電力 C(GJ) → 構内 コージェネレーション(新設) ← 都市ガス B(GJ) → BOS電力 → 追焚ボイラ(更新) ← 都市ガス X(GJ) → 温熱 D(GJ) コージェネレーション(新設) → 排熱 → 追焚ボイラ(更新) → BOS電力</p>
1次エネルギー消費量	A(GJ)+C(GJ)	B(GJ)+X(GJ)

(2) 従来方式の効率特例

従来方式の効率の算定として、省エネ法施行規則第4条第2項に定める「他人から供給された熱」の換算係数を使用することを可とします。その場合、以下の換算係数を使用します。

温水、冷水、産業用以外の蒸気の換算係数 1.36GJ/GJ

産業用蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ

熱の発生量に、上記の数値をかけたものが一次エネルギー消費量となります。

(3) 電力の一次エネルギー換算、原油換算の扱い

・原則として、省エネ法施行規則第4条により以下の数値を使用します。

昼間(8~22時) 9,970kJ/kWh、 夜間(22~8時) 9,280kJ/kWh

上記以外の電力 9,760kJ/kWh (0.252kL/MWh)

- ・電力の一次換算は、省エネ法施行規則第 17 条に定める定期報告書における電気需要平準化評価単位を使用できます。すなわち、**電気需要平準化時間帯（7～9 月及び 12～3 月の 8～22 時）**において、**電力削減量を 1.3 倍して省エネルギー量を計算する**ものです。電力をこの時間帯で取りまとめることができない場合は、**電力の換算係数は一律に 9,760kJ/kWh と**します。

※参考： 単位の換算について

$$1\text{kW}=3,600\text{kJ/h}=3.6\text{MJ/h}=860\text{kcal/h}$$

$$\begin{aligned} \text{換算蒸気 } 1\text{kg} \text{ (100℃の飽和水を 100℃の乾き飽和蒸気に蒸発させる熱量)} \\ =2,257\text{kJ}=0.627\text{kWh} \end{aligned}$$

- ・自家発電設備により削減される電力の CO2 排出係数には、以下の数値を用いること。
0.65kgCO2/kWh（出典：地球温暖化対策計画）

2. 排熱排熱投入型吸収冷温水機（ジェネリンク）による省エネルギー量の考え方と容量選定

(1) ジェネリンクによる省エネルギー量の考え方

【前提条件】

ジェネリンクの定格運転時の仕様値

冷凍能力：1,055kW、排熱回収量：330kW、

ガス量（排熱投入無しの場合）800kW(HHV)、（排熱投入有りの場合）600kW(HHV)

ジェネリンクへの年間排熱投入量 1,000GJ

とした場合

- ・ガス焚きの COP

$$1,055\text{kW} \div 800\text{kW} = 1.32$$

- ・排熱回収時のガス焚きによる冷凍能力寄与分

$$600\text{kW} \times 1.32 = 792\text{kW}$$

- ・排熱回収時の排熱による冷凍能力寄与分

$$1,055\text{kW} - 792\text{kW} = 263\text{kW}$$

- ・排熱の COP

$$263\text{kW} \div 330\text{kW} = 0.80$$

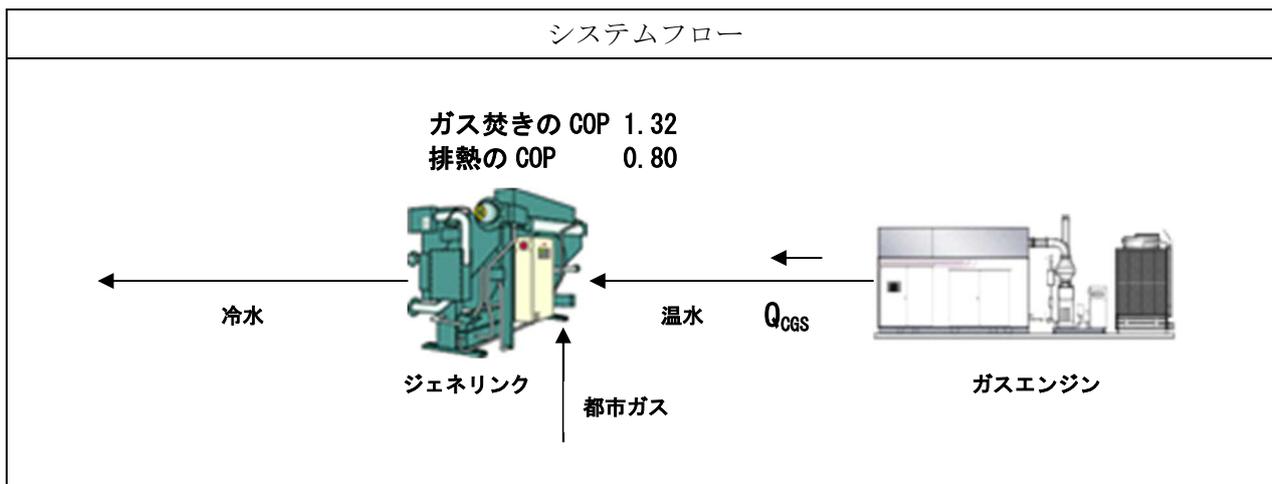
- ・排熱による年間冷熱発生量

$$1,000\text{GJ} \times 0.80 = 800\text{GJ}$$

- ・排熱による燃料削減分（省エネルギー量）

$$800\text{GJ} \div 1.32 = \underline{606\text{GJ}}$$

$$\Rightarrow \text{原油換算} : 606\text{GJ} \times 0.0258\text{kL/GJ} = \underline{15.6\text{kL}}$$



(2) ジェネリンクの容量選定について

コージェネが発生させる排熱量とジェネリンクの排熱回収可能量は必ずしも一致するわけではありません。コージェネ排熱量に対してジェネリンクの排熱回収可能量が過大となっている場合は、超過分は補助金対象外となりますのでご注意ください。

(機器仕様の一例)

冷凍能力	能力(RT)	200	250	300	350	400
	kW	703	879	1055	1266	1407
排熱回収量	kW	220	275	330	396	440

コージェネからの排熱量を 250kW とした場合、200RT では排熱に余剰が発生し、250RT なら排熱量を全量飲み込める量となり、250RT を直近上位で最適容量と判断します。これを超えた容量は能力按分し補助対象外とします。

申請時において直近上位の機種を選定する際は、候補となるメーカー・シリーズでの比較でかまいません。交付申請時と実際に採用した機種が異なった場合は、再度容量の検証・省エネルギー計算等を行って下さい。

*排熱投入型吸収冷温水機（ジェネリンク）による省エネルギー量の計算は、P.67 別紙⑩-1-1～別紙⑩-1-3 の計算例 1 を参照して下さい。

(別紙⑨)

データ報告のための計測についての留意点

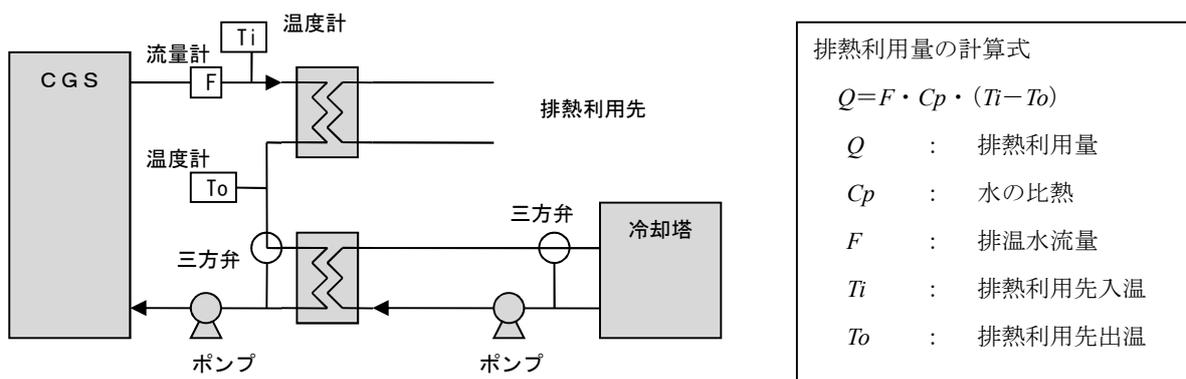
補助対象設備の所有者は、設備稼働後より、導入効果を報告するためのデータ計測を行っていただきます。そのための計測方法に関する留意点について、以下にまとめました。

①省エネルギー効果の計算は、自家発電設備の発電電力（発電端出力）ではなく、自家発電設備の稼働に必要な補機電力等を差し引いた送電電力（送電端出力）の数値を用いる必要があります。従って、以下のいずれかの計測が必要です。

- 1) 発電電力もしくは送電電力と、補機電力の両方を計測する。
- 2) 発電電力と送電電力を計測する。
- 3) 時間当たりの補機電力が明らかな場合、時間当たりの補機電力に運転時間をかけて補機電力量とする方法も可とする。この場合、送電電力のみの計測で可とする。

②燃料ガスの流量測定においては、温度、圧力補正が必要になります。通常は、燃料ガスの温度、圧力の計測が必要です。ただし、特に問題ない場合は、「温室効果ガス総排出量算定方法」（平成27年4月環境省地球環境局地球温暖化対策課制定）にもとづき、ガス温度 15℃、ガス圧力 1.02 気圧で代用することも可とします。

③排熱利用量の計測においては、排熱発生量全量ではなく、実際に利用された熱量を計測する必要があります。例えば、排熱の一部を冷却塔で放熱する場合、適切な熱量計測は次の図のようになります。

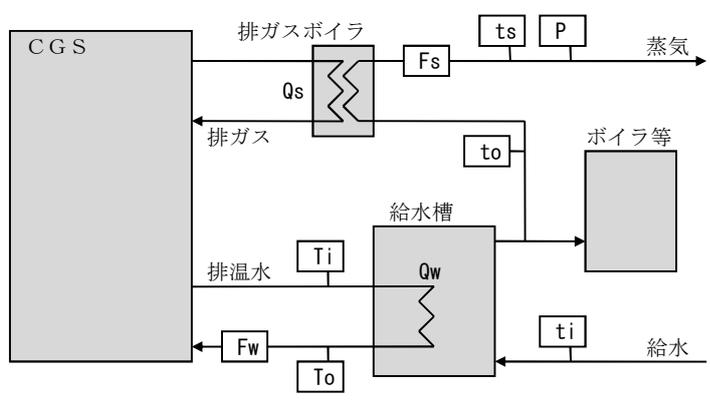


④排熱蒸気の熱量計測において、蒸気流量を給水流量で代用する場合、適切なブロー率を設定し、以下の通り求めるよう願います。

$$\text{排熱利用量} = \text{給水流量} \times (1 - \text{ブロー率}) \times (\text{蒸気エンタルピー} - \text{給水エンタルピー})$$

⑤蒸気の熱量計測においては、蒸気の流量だけでなく、給水の温度、蒸気の温度と圧力を計測し、両者のエンタルピ差を求める必要があります。なお、設備の制御等で蒸気の温度や圧力が一定に保たれている場合は、蒸気の温度、圧力の計測を省略してもかまいません。また、給水に水道水を用いる場合等で水道水の温度が公表されている場合、水温の計測を省略して当該公表値を用いてもかまいません。

⑥自家発電設備が温水排熱と蒸気排熱を発生させ、温水排熱がボイラ給水予熱に使用される場合において、蒸気排熱量の計算に温水排熱が含まれないように配慮する必要があります。具体的には次の図を参照願います。



排熱利用量の計算式

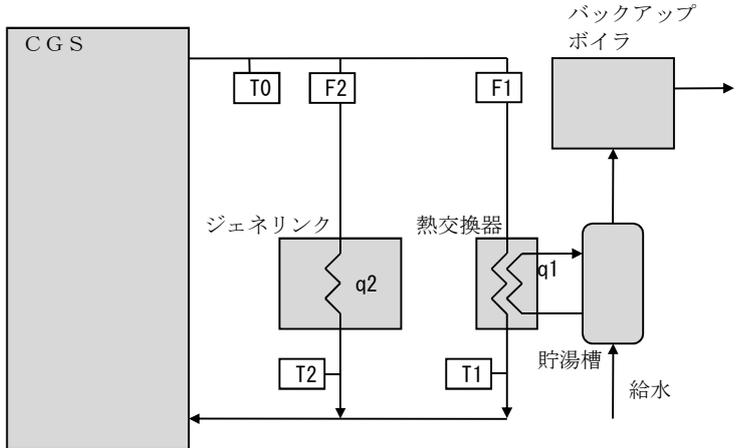
$$Q = Q_w + Q_s$$

$$Q_w = F_w \cdot C_p (T_i - T_o)$$

$$Q_s = F_s \cdot (hg(ts, P) - C_p \cdot t_o)$$

Q : 排熱量
 T : 温度
 t : 温度
 F : 流量
 P : 圧力
 hg : 蒸気の比エンタルピ
 添字は、左図参照。
 ※ Q_s の計算で、水温に t_o を使用していることに注意。

⑦排熱を複数の用途に利用し、それぞれで従来方式の効率が異なる場合（例えば排熱を給湯と冷房に利用する場合）、省エネ計算のためにそれぞれの用途に対し排熱利用量を計測する必要があります。具体的には次の図を参照願います。



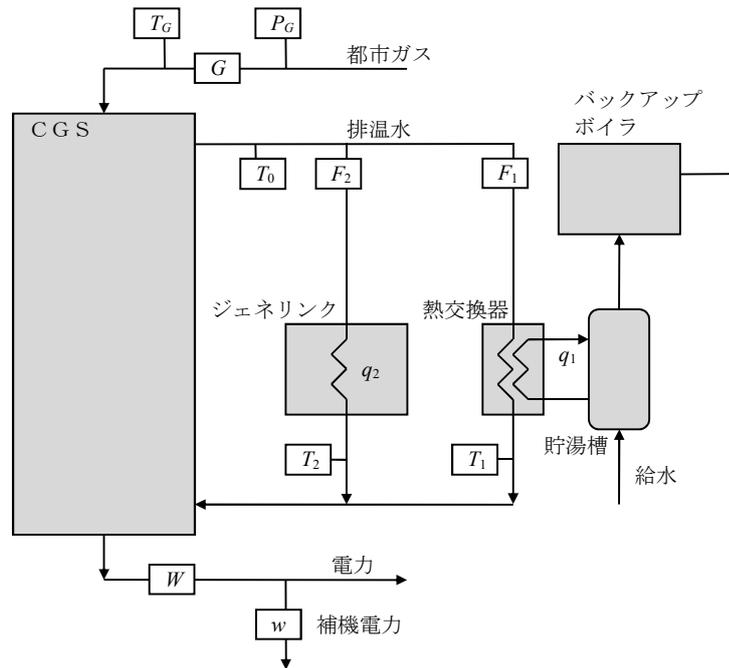
$$Q = \frac{q_1}{\eta} + \frac{COP_w}{COP_G} q_2$$

$$q_1 = F_1 \cdot C_p (T_1 - T_0)$$

$$q_2 = F_2 \cdot C_p (T_2 - T_0)$$

Q : 省エネ量
 q_1 : 熱交換器排熱利用量
 q_2 : ジェネリンク排熱利用量
 T : 温度
 F : 流量
 η : バックアップボイラ効率
 COP_w : ジェネリンクの温水焼きCOP
 COP_G : ジェネリンクの燃料焼きCOP
 添字は左図参照

⑦の補足



システムフロー図

計測装置より取得するデータの記号

- F_1 [m³/s] : 排温水の熱交換器側流量
- F_2 [m³/s] : 排温水のジェネリンク側流量
- T_0 [°C] : 排温水のCGS 出口温度
- T_1 [°C] : 排温水の熱交換器出口温度
- T_2 [°C] : 排温水のジェネリンク出口温度
- G [m³/s] : 燃料消費量 (発熱量 45MJ/m³N)
- T_g [°C] : 燃料ガスの温度
- P_g [Pa] : 燃料ガスの圧力
- W [kW] : CGS 発電量
- w [kW] : 補機電力

その他記号

q_1	[kW]	:	熱交換器での排熱利用量
q_2	[kW]	:	ジェネリク排熱利用量
Q_1	[kW]	:	バックアップボイラの燃料削減量
Q_2	[kW]	:	ジェネリクの燃料削減量
Q_0	[kW]	:	燃料消費量
Q	[kW]	:	燃料削減量

ジェネリクの温水利用時の COP=0.8 (機器仕様書より)、温水および冷水の換算係数 1.36[kJ/kJ]を使用する。

$$\text{熱交換機器の排熱利用量 } q_1 = 4.187[\text{kJ}/(\text{kg}\cdot\text{K})] \times 1,000[\text{kg}/\text{m}^3] \times F_1 \times (T_1 - T_0)$$

$$\text{ジェネリクの排熱利用量 } q_2 = 4.187[\text{kJ}/(\text{kg}\cdot\text{K})] \times 1,000[\text{kg}/\text{m}^3] \times F_2 \times (T_2 - T_0)$$

$$\text{排熱によるボイラのガス削減量 } Q_1 = 1.36 \times q_1$$

$$\text{排熱によるジェネリクの燃料削減量 } Q_2 = 1.36 \times 0.8 \times q_2 = 1.088 \times q_2$$

$$\text{発電による一次エネルギー削減量 } Q_3 = K \times (W - w)$$

※ K : 電力平準化時間帯 9,970×1.3=12,960[kJ/kWh]、その他昼間 9,970[kJ/kWh]、

夜間 9,280[kJ/kWh]、逆潮流電力 9,760[kJ/kWh] (時間帯に応じて適切な K を使用する。)

$$\text{燃料消費量 } Q_0 = 45,000 \times G \times 273.15 \div (273.15 + T_g) \times (101,325 + P_g) \div 101,325$$

※ 1 気圧=101,325[Pa]

$$\text{燃料削減量 } Q = (Q_1 + Q_2 + Q_3) - Q_0$$

⑧ 自家発電設備等の内部に備えられたセンサーや弁開度等から熱量や流量を求め、遠隔監視等で計測するものにあつては、測定方法が妥当と認められるものであれば、報告データとして認めます。計算根拠資料に、計測値が自家発電設備からの遠隔監視データである旨、記載願います。

※計測方法の詳細を確認する場合がありますので、その際は必要な資料をご用意下さい。

9 - 3. 計算シート作成例

(別紙⑩)

【計算シート】

○注意事項：薄青欄に入力。

注意点については、印刷時には表示されません。

①: 補機動力の根拠を計算根拠シートで明確にすること。
例: 計測値or仕様値or発電量 × ●% 他

機器仕様	発電出力		kW		①		
	送電出力 (発電出力 - 補機電力)		kW		②		
	蒸気出力		kW		③		
	温水出力		kW		④		
	燃料消費量		kW		⑤		
年間値	運転時間	合計		h/年	0.0	⑥	
		運転時間	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)		h/年		⑦
			電気需要平準化時間帯		h/年		⑧
			夜間 (22:00~翌日8:00)		h/年		⑨
	電力	合計		MWh/年	0.0	⑩	
		構内使用電力	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)		MWh/年	0.0	⑪
			電気需要平準化時間帯		MWh/年	0.0	⑫
			夜間 (22:00~翌日8:00)		MWh/年	0.0	⑬
		逆潮流電力		MWh/年	0.0	⑭	
	蒸気出力量 (②×⑤×0.0036GJ/kWh)		GJ/年	0.0	⑮		
	温水出力量 (③×⑤×0.0036GJ/kWh)		GJ/年	0.0	⑯		
	燃料消費量 (HHV)	高位発熱量 (④×⑤×0.0036GJ/kWh)		GJ/年	0.0	⑰	
		45.0	⑯×0.0258kL/GJ	kL/年	0.0	⑱	
		GJ/千Nm3	⑯/(燃料の高位発熱量)GJ/千Nm3	千Nm3/	0.0	⑲	
CO2排出量		tCO2/年	0.0	⑳			
負荷	蒸気利用量 (出力×利用率)		GJ/年		㉑ ≤⑮		
	温水利用量 (出力×利用率)		GJ/年		㉒ ≤⑯		
	冷水利用量 (出力×利用率)		GJ/年		㉓ ≤⑯		
換算係数	電力	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)		GJ/MWh	9.97	㉔	
		構内使用電力	電気需要平準化時間帯		GJ/MWh	12.96	㉕
			夜間		GJ/MWh	9.28	㉖
		逆潮流電力		GJ/MWh	9.76	㉗	
	蒸気	別紙⑩1.(2)に記載の通り、以下の換算係数を使用しても可。 温水、冷水、産業用以外の蒸気の換算係数 1.36GJ/GJ 産業用蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ 使用しない場合、下表に根拠となる設備の仕様値を記載のこと。		GJ/GJ		㉘	
	温水			GJ/GJ		㉙	
	冷水			GJ/GJ		㉚	
従来方式一次エネルギー消費量		GJ/年	0.0	㉛			
		kL/年	0.0	㉜			
省エネルギー量		GJ/年	0.0	㉝			
		kL/年	0.0	㉞			
省エネルギー率		%	0.0	㉟			
従来方式CO2排出量		tCO2/年	0.0	㊱			
CO2排出削減量		▲tCO2/年	0.0	㊲			
CO2削減率		%	0.0	㊳			
費用対効果		千円/kW	0.0	㊴			
補助金交付申請額		円		㊵			

⑬: 逆潮流電力がある場合のみ記入すること。

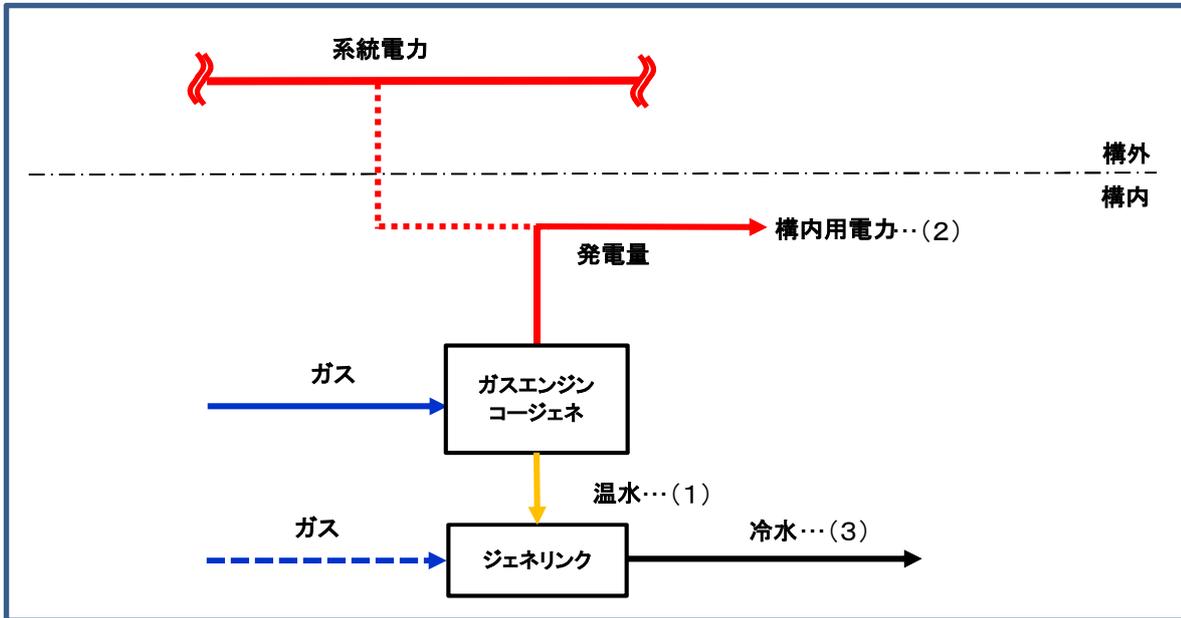
㉔~㉖: 時間帯に応じた計量が困難な場合、電力の換算係数はすべて9.76とすること。

注1) 機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入する。
注2) 電気需要平準化時間帯：7~9月、12~3月の昼間時間帯（8時から22時）

システムフロー概略図

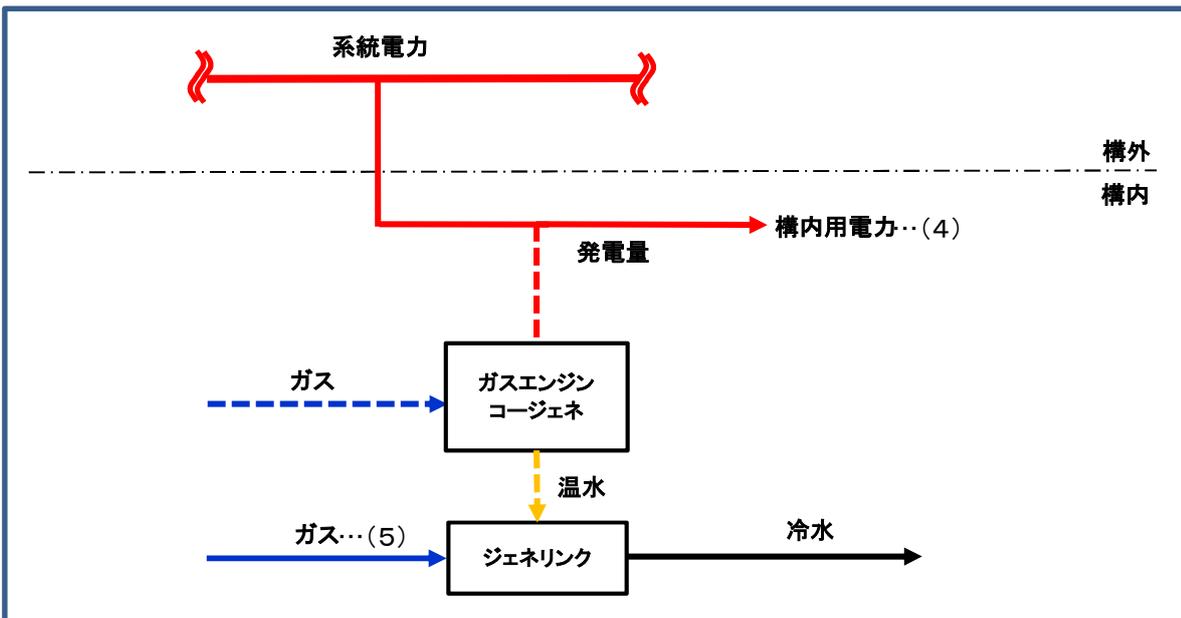
計算例1 (コージェネ排熱の冷熱利用)

補助事業方式



- (1) ガスエンジンコージェネレーションから発生する温水
- (2) ガスエンジンコージェネレーションから発生する電力
- (3) ジェネリンクから排熱温水によって発生する冷水

従来方式(補助事業方式において、ガスエンジンコージェネレーションが停止した際の運用)
※効果を計算する際の比較対象の考え方



- (4) ガスコージェネレーションが停止した際の、購入電力増加分
- (5) ガスコージェネレーションが停止した際の、ジェネリンク消費ガス増加分

(別紙⑩-1-2)

【計算シート】

○注意事項：薄青欄に入力。

注意点については、印刷時には表示されません。

①: 補機動力の根拠を計算根拠シートで明確にすること。
例: 計測値or仕様値or発電量 × ●% 他

機器仕様	発電出力		kW	380.0	①		
	送電出力 (発電出力 - 補機電力)		kW	370.0	②		
	蒸気出力		kW	0.0	③		
	温水出力		kW	350.0	④		
	燃料消費量		kW	1,122.5	⑤		
年間値	運転時間	合計		4~6月、10~11月の8:00~22:00	h/年	2,500.0	⑥
		運転時間	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)		h/年	1,100.0	⑦
			電気需要平準化時間帯		h/年	1,400.0	⑧
			夜間 (22:00~翌日8:00)		h/年	0.0	⑨
	電力	合計		7~9月、12~3月の8:00~22:00	MWh/年	925.0	⑩
		構内使用電力	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)		MWh/年	407.0	⑪
			電気需要平準化時間帯		MWh/年	518.0	⑫
			夜間 (22:00~翌日8:00)		MWh/年	0.0	⑬
		逆潮流電力		MWh/年	0.0	⑭	
	蒸気出力量 (②×⑤×0.0036GJ/kWh)		GJ/年	0.0	⑮		
	温水出力量 (③×⑤×0.0036GJ/kWh)		GJ/年	3,150.0	⑯		
	燃料消費量 (HHV)	高位発熱量 (④×⑤×0.0036GJ/kWh)		GJ/年	10,102.5	⑰	
		45.0	⑯×0.0258kL/GJ	kL/年	260.6	⑱	
		GJ/千Nm3	⑯/(燃料の高位発熱量)GJ/千Nm3	千Nm3/	224.5	⑲	
CO2排出量		tCO2/年	503.8	⑳			
負荷	蒸気利用量 (出力×利用率)		GJ/年	0.0	㉑ ≤⑮		
	温水利用量 (出力×利用率)		GJ/年	0.0	㉒ ≤⑯		
	冷水利用量 (出力×利用率)		GJ/年	1,819.0	㉓ ≤⑯		
換算係数	電力	構内使用電力	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)	GJ/MWh	9.97	㉔	
			電気需要平準化時間帯	GJ/MWh	12.96	㉕	
			夜間	GJ/MWh	9.28	㉖	
		逆潮流電力		GJ/MWh	9.76	㉗	
	蒸気		GJ/GJ		㉘		
	温水		GJ/GJ		㉙		
	冷水		GJ/GJ	1.36	㉚		
従来方式一次エネルギー消費量		GJ/年	13,245.4	㉛			
省エネルギー量		kL/年	341.7	㉜			
		GJ/年	3,142.9	㉝			
省エネルギー率		%	23.7	㉞			
従来方式CO2排出量		tCO2/年	724.6	㉟			
CO2排出削減量		▲tCO2/年	220.8	㊱			
CO2削減率		%	30.4	㊲			
費用対効果		千円/kW	52.6	㊳			
補助金交付申請額		円	20,000,000	㊴			

⑬: 逆潮流電力がある場合のみ記入すること。

㉔~㉖: 時間帯に応じた計量が困難な場合、電力の換算係数はすべて9.76とすること。

将来の事業状況の変化や生産量変動、制御方法等を加味して余裕を持った設定とすること。

別紙⑩1.(2)に記載の通り、以下の換算係数を使用しても可。
温水、冷水、産業用以外の蒸気の換算係数 1.36GJ/GJ
産業用蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ
使用しない場合、下表に根拠となる設備の仕様値を記載のこと。

注1) 機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入する。
注2) 電気需要平準化時間帯：7~9月、12~3月の昼間時間帯（8時から22時）

計算例① (コージェネ排熱の冷熱利用)

・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
・原則として、国際単位系(SI)で記入すること。

計算根拠 (少数点以下は四捨五入)

「省エネ計算に使用した設備の仕様値」との整合をとること。

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

<導入するコージェネレーションの仕様>

発電出力：380kW 補機動力：10kW 温水発生量：350kW ガス消費量：983kW(LHV)

ジェネレト：冷水出力：1,055kW (熱回収時) ガス消費量：600kW(LHV) 温水消費量：330kW

燃料種：都市ガス13A

② 380kW (発電出力) - 10kW (補機動力) = 370kW

③ 蒸気出力がないため、0kW

④ 機器仕様より350kW

都市ガスの場合は、各地域の都市ガス事業者に

⑤ $983\text{kW(LHV)} \div 0.902^{*1} \times 103\%^{*2} = 1,122.5\text{kW(HHV)}$

※1 低位発熱量40.6MJ/m³N ÷ 高位発熱量45MJ/m³N = 0.902

※2 DSS運転のため発停時のエネルギーロスを見込み、裕度3%を考慮した。

⑦ 中間期10h/日 × 110日 = 1,100h/年

⑧ 夏季10h/日 × 60日 + 冬季10h/日 × 80日 = 1,400h/年

⑨ 夜間稼働なし

⑩ ジェネリンク (熱回収時) のガス焼き冷凍能力：600kW × 1.32 = 792kW

ジェネリンクの排熱温水による冷凍能力寄与分：1,055kW - 792kW = 263kW

(この時、排熱必要量330kW < ガスエンジン温水出力350kW)

$263\text{kW} \times 0.8^{*3} \times 2,500\text{h/年} \times 96\%^{*4} \times 3.6\text{MJ/kWh} \div 1,000\text{MJ/GJ} = 1,819\text{GJ/年}$

※3 冷水発生と冷水需要のタイムラグを見込み、裕度20% (冷水利用率80%) を考慮した。

※4 稼働日数は想定される最大の日数のため、裕度4%を考慮した。

冷水はプロセス冷却で使用され、前年度の年間冷水需要は2,800GJ/年であるため、発生した冷水は全量利用可能である。

⑪ 冷水の換算係数は、1.36GJ/GJ。

「1.36GJ/GJ」を使用。

⑫ 補助金交付申請額を記入する。

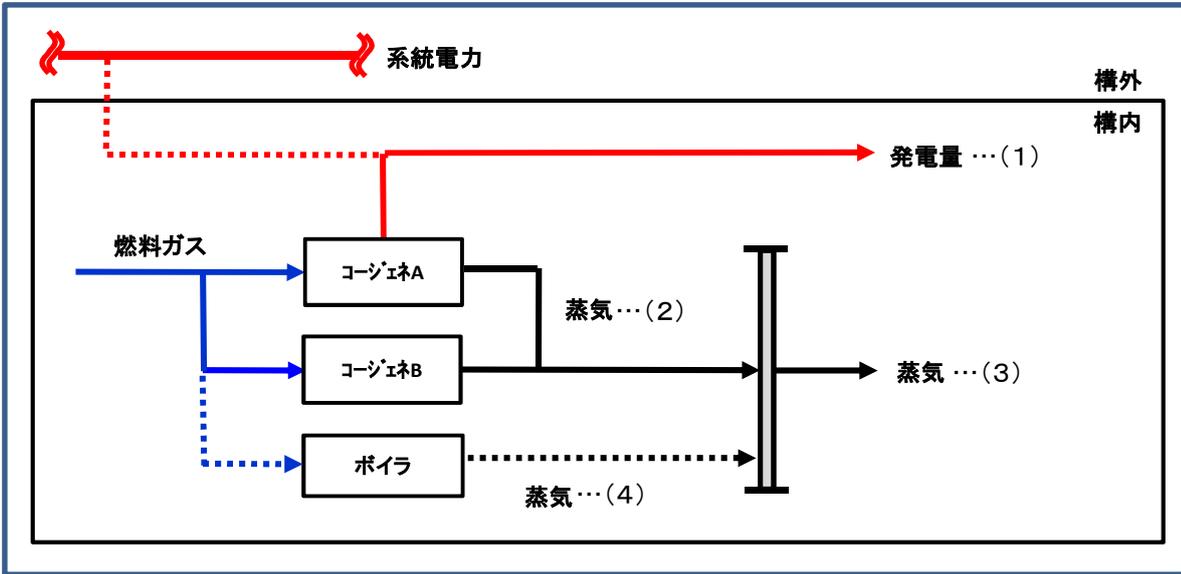
	稼働時間 (h/年)	
	昼間	夜間
夏季	600	0
冬季	800	0
その他	1,100	0
合計	2,500	0

表1 コージェネレーション設備稼働時間

システムフロー概略図

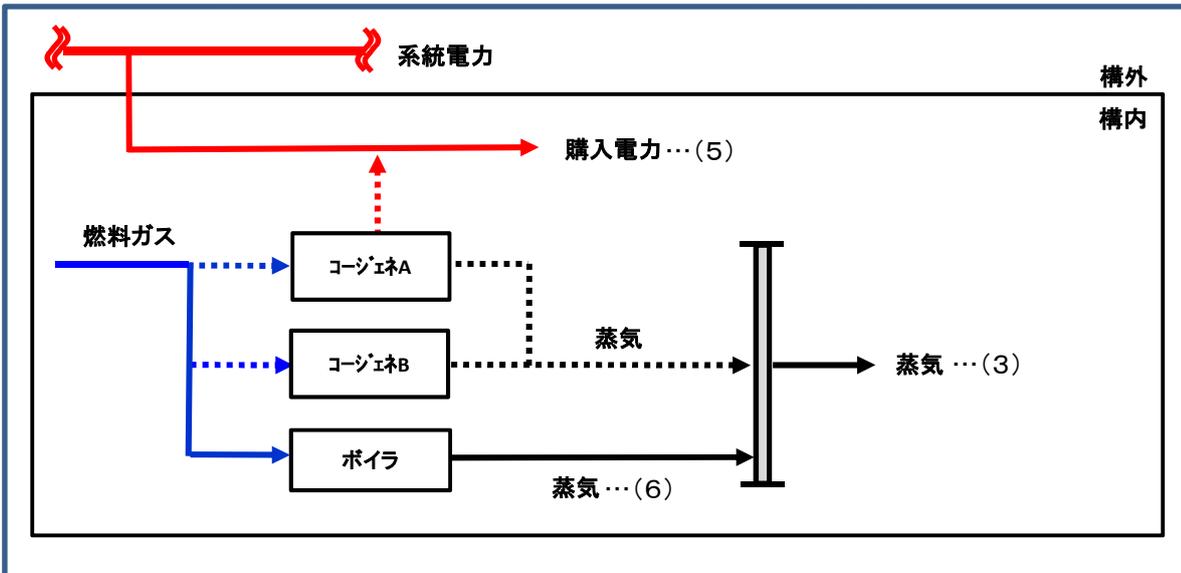
計算例2 (コージェネ排熱の蒸気利用)

補助事業方式



- (1) コージェネレーションから発生する電力
- (2) コージェネレーションから発生する蒸気
- (3) コージェネレーションが発生する蒸気が消費される分
- (4) ボイラからの発生蒸気は考慮しない

従来方式(補助事業方式において、コージェネレーションが停止した際の運用)



- (5) コージェネレーションが停止した際の、購入電力増加分
- (6) コージェネレーションが停止した際の、ボイラ燃料増加分

(別紙⑩-2-2)

【計算シート】

○注意事項：薄青欄に入力。

注意点については、印刷時には表示されません。

①: 補機動力の根拠を計算根拠シートで明確にすること。
例: 計測値or仕様値or発電量 × ●% 他

機器仕様	発電出力		kW	600.0	①		
	送電出力 (発電出力 - 補機電力)		kW	560.0	②		
	蒸気出力		kW	610.0	③		
	温水出力		kW	0.0	④		
	燃料消費量		kW	1,827.0	⑤		
年間値	運転時間	合計		4~6月、10~11月の8:00~22:00	h/年	3,800.0	⑥
		運転時間	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)		h/年	2,000.0	⑦
			電気需要平準化時間帯		h/年	1,800.0	⑧
			夜間 (22:00~翌日8:00)		h/年	0.0	⑨
	電力	合計		7~9月、12~3月の8:00~22:00	MWh/年	2,128.0	⑩
		構内使用電力	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)		MWh/年	1,120.0	⑪
			電気需要平準化時間帯		MWh/年	1,008.0	⑫
			夜間 (22:00~翌日8:00)		MWh/年	0.0	⑬
	逆潮流電力		MWh/年	0.0	⑭		
	蒸気出力量 (②×⑤×0.0036GJ/kWh)		GJ/年	8,344.8	⑮		
	温水出力量 (③×⑤×0.0036GJ/kWh)		GJ/年	0.0	⑯		
	燃料消費量 (HHV)	高位発熱量 (④×⑤×0.0036GJ/kWh)		GJ/年	24,993.4	⑰	
		45.0	⑯×0.0258kL/GJ	kL/年	644.8	⑱	
		GJ/千Nm3 ⑯/(燃料の高位発熱量)GJ/千Nm3		千Nm3/	555.4	⑲	
CO2排出量		tCO2/年	1,246.3	⑳			
負荷	蒸気利用量 (出力×利用率)		GJ/年	7,510.3	㉑ ≤⑮		
	温水利用量 (出力×利用率)		GJ/年	0.0	㉒ ≤⑯		
	冷水利用量 (出力×利用率)		GJ/年	0.0	㉓ ≤⑯		
換算係数	電力	昼間 (電気需要平準化時間帯以外)		GJ/MWh	9.97	㉔	
		構内使用電力	電気需要平準化時間帯		GJ/MWh	12.96	㉕
			夜間		GJ/MWh	9.28	㉖
		逆潮流電力		GJ/MWh	9.76	㉗	
	蒸気	別紙⑩1.(2)に記載の通り、以下の換算係数を使用しても可。 温水、冷水、産業用以外の蒸気の換算係数 1.36GJ/GJ		GJ/GJ	1.36	㉘	
	温水	産業用蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ		GJ/GJ		㉙	
	冷水	使用しない場合、下表に根拠となる設備の仕様値を記載のこと。		GJ/GJ		㉚	
従来方式一次エネルギー消費量		GJ/年	34,445.1	㉛			
		kL/年	888.7	㉜			
省エネルギー量		GJ/年	9,451.7	㉝			
		kL/年	243.9	㉞			
省エネルギー率		%	27.4	㉟			
従来方式CO2排出量		tCO2/年	1,892.5	㊱			
CO2排出削減量		▲tCO2/年	646.2	㊲			
CO2削減率		%	34.1	㊳			
費用対効果		千円/kW	50.0	㊴			
補助金交付申請額		円	30,000,000	㊵			

⑬: 逆潮流電力がある場合のみ記入すること。

㉔~㉖: 時間帯に応じた計量が困難な場合、電力の換算係数はすべて9.76とすること。

注1) 機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入する。
注2) 電気需要平準化時間帯：7~9月、12~3月の昼間時間帯（8時から22時）

計算例② (コージェネ排熱の蒸気利用)

・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
・原則として、国際単位系(SI)で記入すること。

計算根拠 (少数点以下は四捨五入)

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

<導入するコージェネレーションの仕様>

発電出力：300kW、補機動力：20kW、蒸気発生量：305kW、ガス消費量：800kW(LHV)

燃料種：都市ガス13A、台数：2台

② (300-20)kW×2台=560kW

③ 305kW×2台=610kW

④ ガスタービンのため温水発生せず

⑤ 800kW(LHV)÷0.902^{※1}×103%^{※2}×2台=1,827kW(HHV)

※1 低位発熱量40.6MJ/m³N÷高位発熱量45MJ/m³N=0.902

※2 DSS運転のため発停時のエネルギーロスを見込み、裕度3%を考慮した。

⑦ 中間期 2,000h/年

⑧ 最大需要期 1,800h/年

⑨ 夜間稼働なし

⑪ コージェネから発生した蒸気の90%使用可能と想定。

⑮×0.9=8344.8×0.9=7510.3

⑫ 温水は発生しない

⑬ 冷水は発生しない

⑳ ボイラAの蒸気原単位は、1.36GJ/GJ

㉑ 補助金交付申請額を記入する。

産業分野以外は「1.36GJ/GJ」を使用。

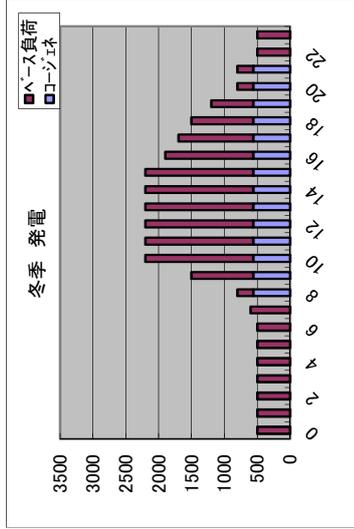
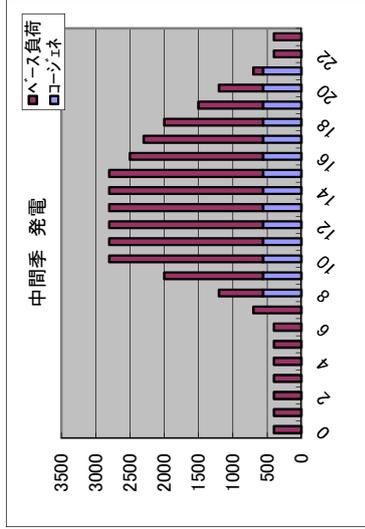
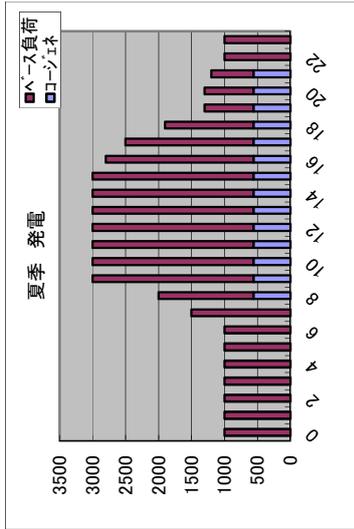
	稼働時間 (h/年)	
	昼間	夜間
夏季	800	0
冬季	1,000	0
中間期	2,000	0
合計	3,800	0

表1 コージェネレーション設備稼働時間

(別紙⑩-3) 計算に使用した電力の想定負荷データとコージェネレーション設備の想定稼働データ

時	夏季電力負荷(7~9月)				中間季電力負荷(4~6月, 10~11月)				冬季電力負荷(12~3月)			
	現状		導入後		現状		導入後		現状		導入後	
	電力量 kW	送電量 kW	買電量 kW	買電量 kW	電力量 kW	送電量 kW	買電量 kW	買電量 kW	電力量 kW	送電量 kW	買電量 kW	買電量 kW
0	1,000	0	1,000	400	400	0	400	500	500	0	500	
1	1,000	0	1,000	400	400	0	400	500	500	0	500	
2	1,000	0	1,000	400	400	0	400	500	500	0	500	
3	1,000	0	1,000	400	400	0	400	500	500	0	500	
4	1,000	0	1,000	400	400	0	400	500	500	0	500	
5	1,000	0	1,000	400	400	0	400	500	500	0	500	
6	1,000	0	1,000	400	400	0	400	500	500	0	500	
7	1,500	0	1,500	700	700	0	700	600	600	0	600	
8	2,000	560	1,440	1,200	640	560	640	800	560	240	240	
9	3,000	560	2,440	2,000	1,440	560	1,440	1,500	560	940	940	
10	3,000	560	2,440	2,800	2,240	560	2,240	2,200	560	1,640	1,640	
11	3,000	560	2,440	2,800	2,240	560	2,240	2,200	560	1,640	1,640	
12	3,000	560	2,440	2,800	2,240	560	2,240	2,200	560	1,640	1,640	
13	3,000	560	2,440	2,800	2,240	560	2,240	2,200	560	1,640	1,640	
14	3,000	560	2,440	2,800	2,240	560	2,240	2,200	560	1,640	1,640	
15	3,000	560	2,440	2,800	2,240	560	2,240	2,200	560	1,640	1,640	
16	2,800	560	2,240	2,500	1,940	560	1,940	1,900	560	1,340	1,340	
17	2,500	560	1,940	2,300	1,740	560	1,740	1,700	560	1,140	1,140	
18	1,900	560	1,340	2,000	1,440	560	1,440	1,500	560	940	940	
19	1,300	560	740	1,500	940	560	940	1,200	560	640	640	
20	1,300	560	740	1,200	640	560	640	800	560	240	240	
21	1,200	560	640	700	140	560	140	800	560	240	240	
22	1,000	0	1,000	400	400	0	400	500	0	500	500	
23	1,000	0	1,000	400	400	0	400	500	0	500	500	
合計	44,500	7,840	36,660	34,500	26,660	7,840	26,660	28,500	7,840	20,660	20,660	

注) 電力負荷に加え、熱負荷のデータも同様に作成し、添付すること。



9 - 4. 図面の作成例

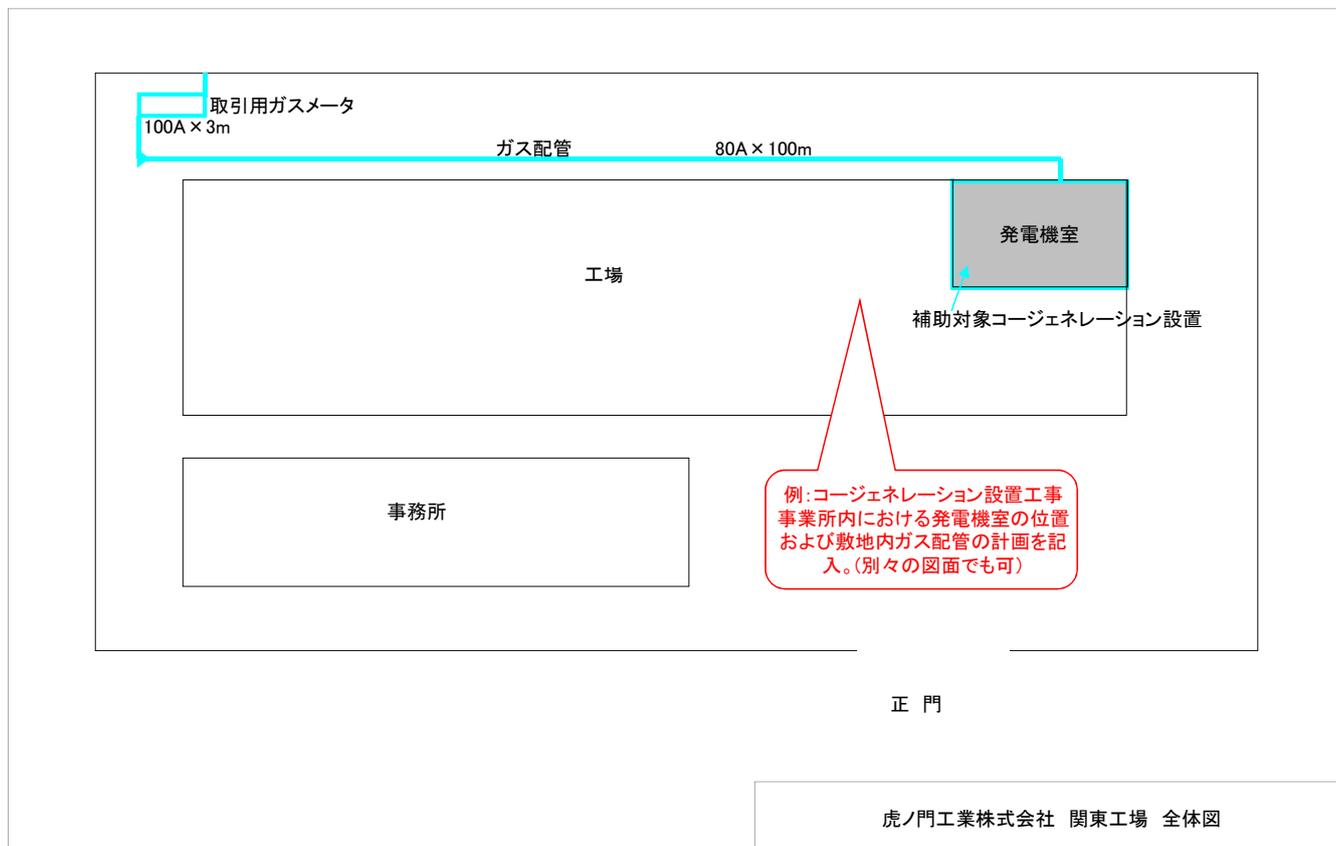
(別紙①-1)

添付書類Ⅲの「補助事業方式の設備に関する図面」について

下記①～⑥の6種類の図面を添付する。
各図面の枚数は、必要に応じて用意する。

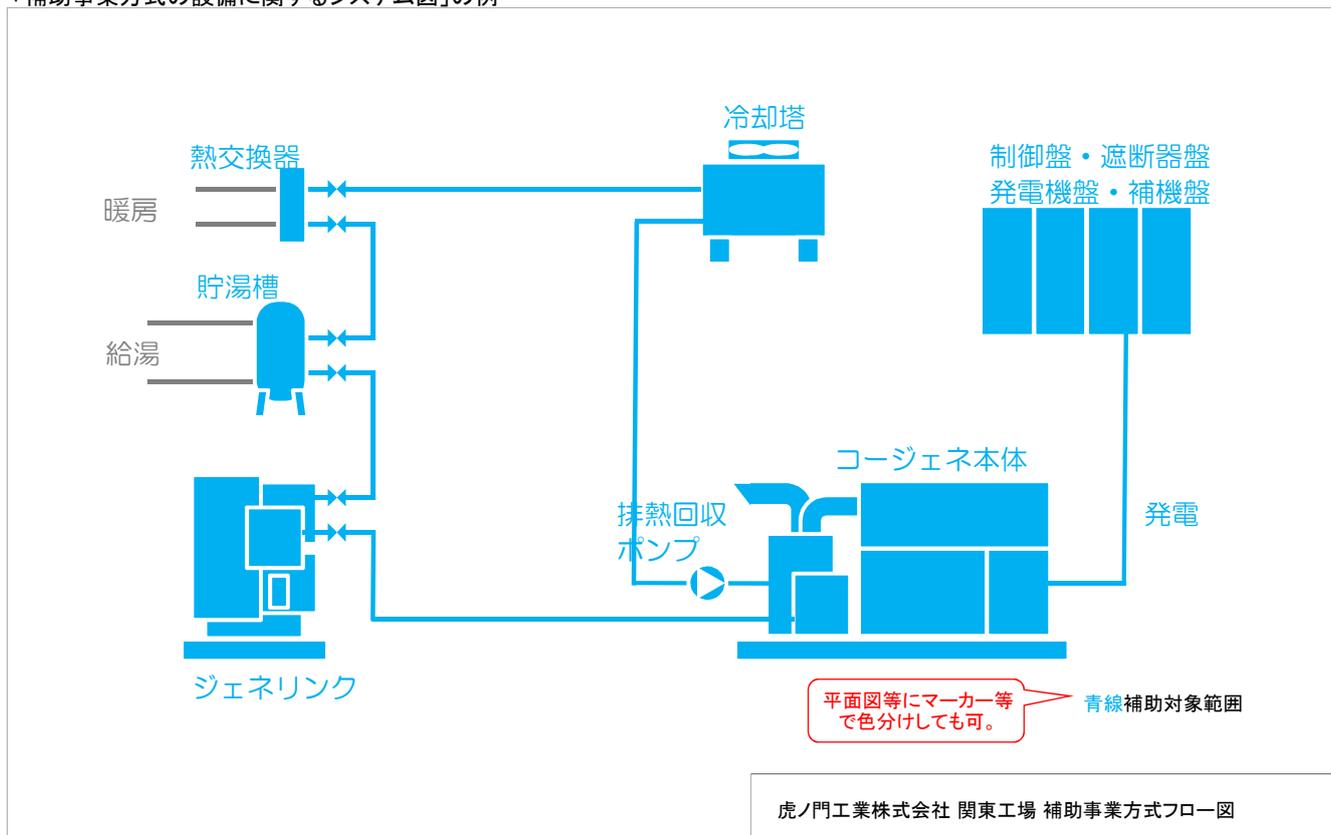
- ① 全体図 :
 - ・補助対象設備の位置等を明示する。
 - ・更新の場合、配管の撤去部が広範囲にわたる場合は明示すること。
- ② 機器配置図 :
 - ・補助対象範囲を色分け等で明示する。(補助対象範囲=青)
- ③ システム図 :
 - ・補助対象範囲を色分け等で明示する。(補助対象範囲=青)
- ④ 単線結線図 :
 - ・補助対象範囲を色分け等で明示する。(補助対象範囲=青)
- ⑤ 敷地内ガス配管平面図 : 口径、延長、燃焼設備を明記(分岐部分は、その箇所を明示)
※補助対象設備と対象外設備がある場合には特に、口径、延長、分岐等を詳細に記入し、専用配管、共用配管、対象外配管を色分け等で明示する。(補助対象範囲=青)
- ⑥ 敷地内ガス配管のアイソメ図 : 口径、延長、更新・改造後設備の接続位置を明記(分岐部分は、その箇所を明示)(補助対象範囲=青)

「補助事業方式の設備に関する全体図」の例



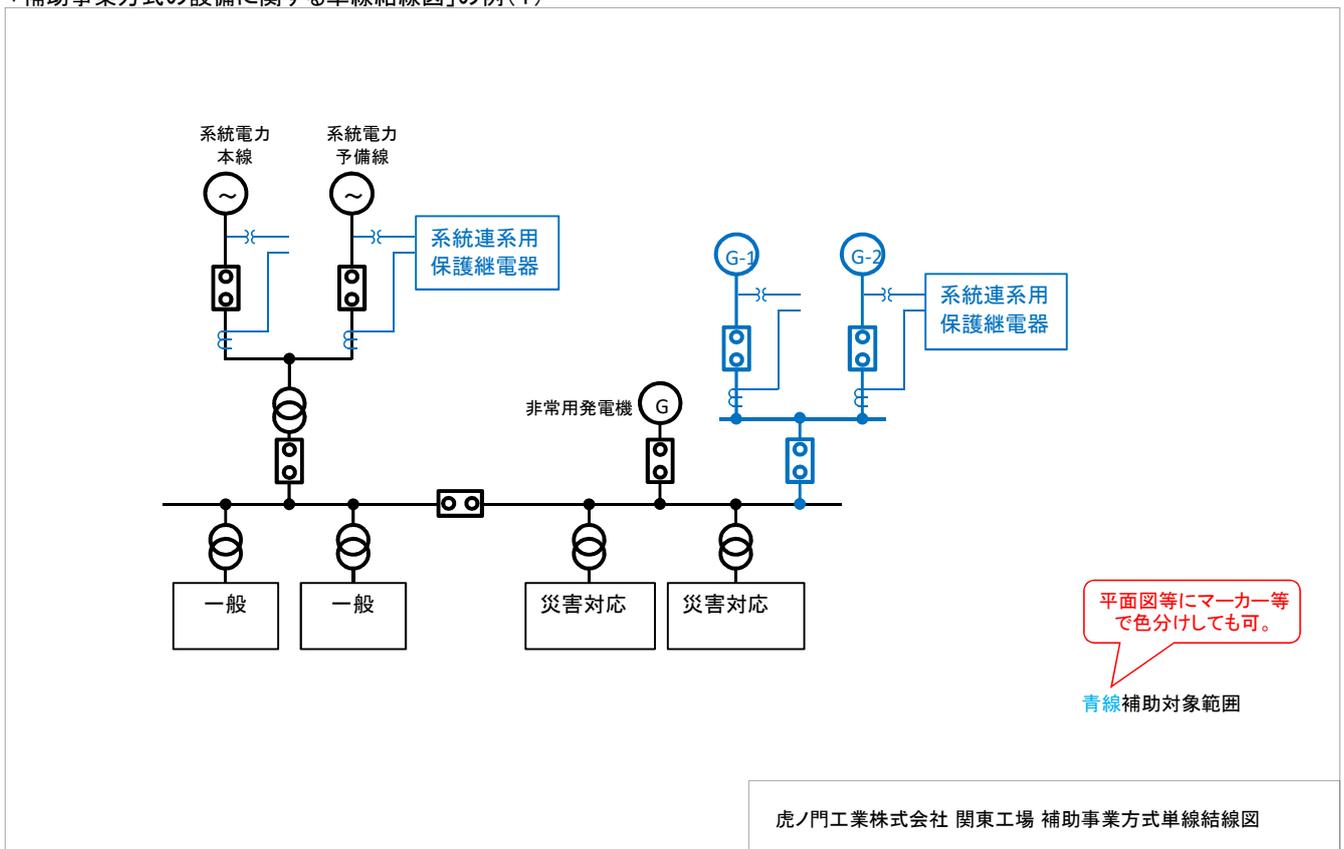
(別紙①-2)

「補助事業方式の設備に関するシステム図」の例

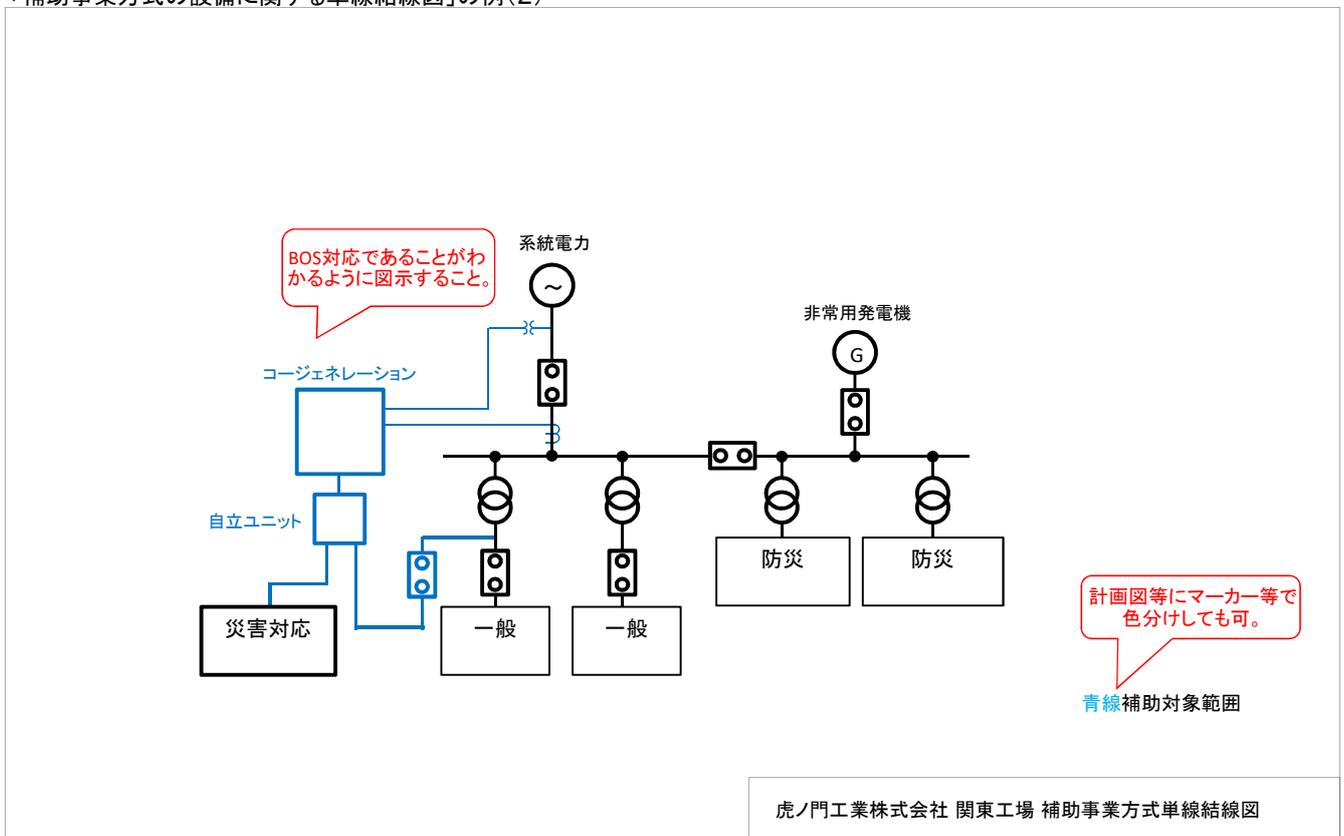


(別紙①-3)

「補助事業方式の設備に関する単線結線図」の例(1)

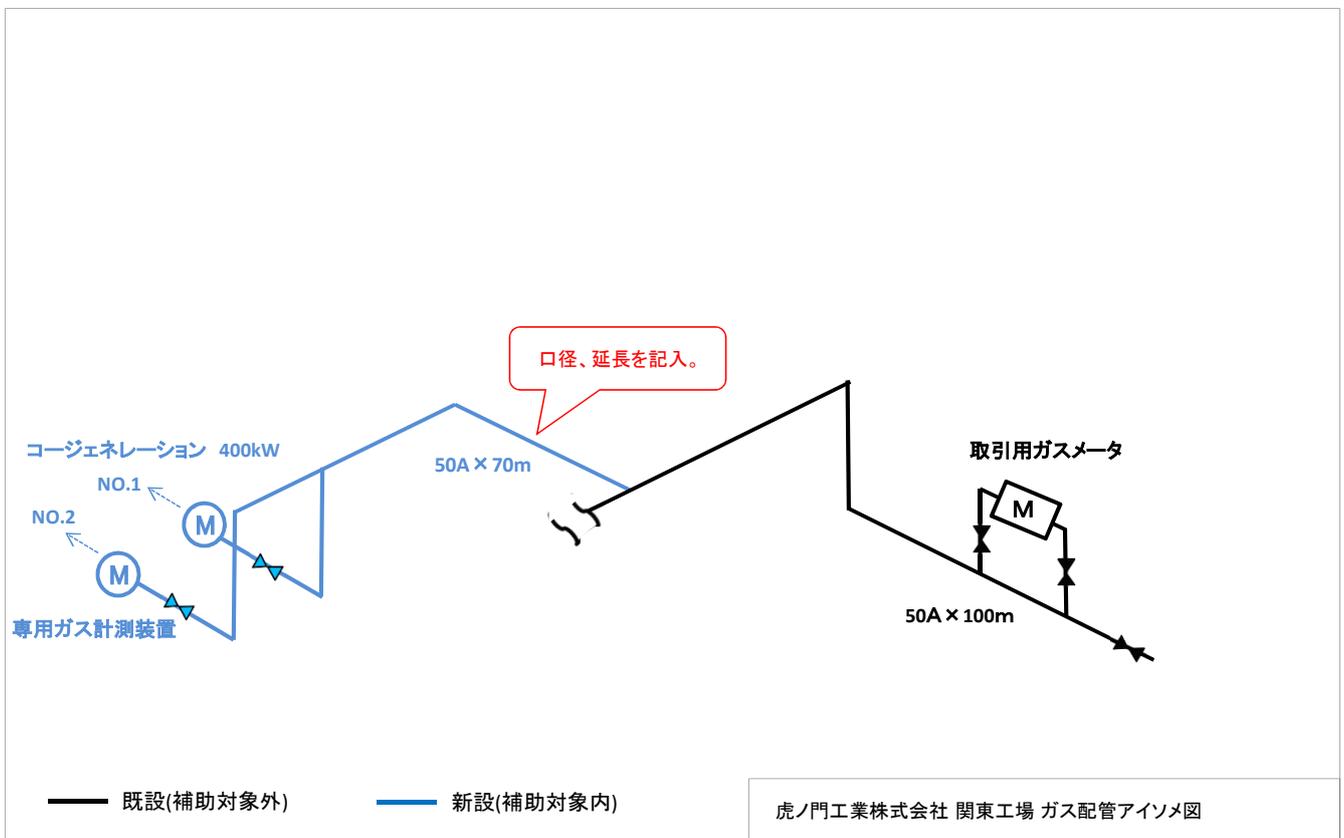
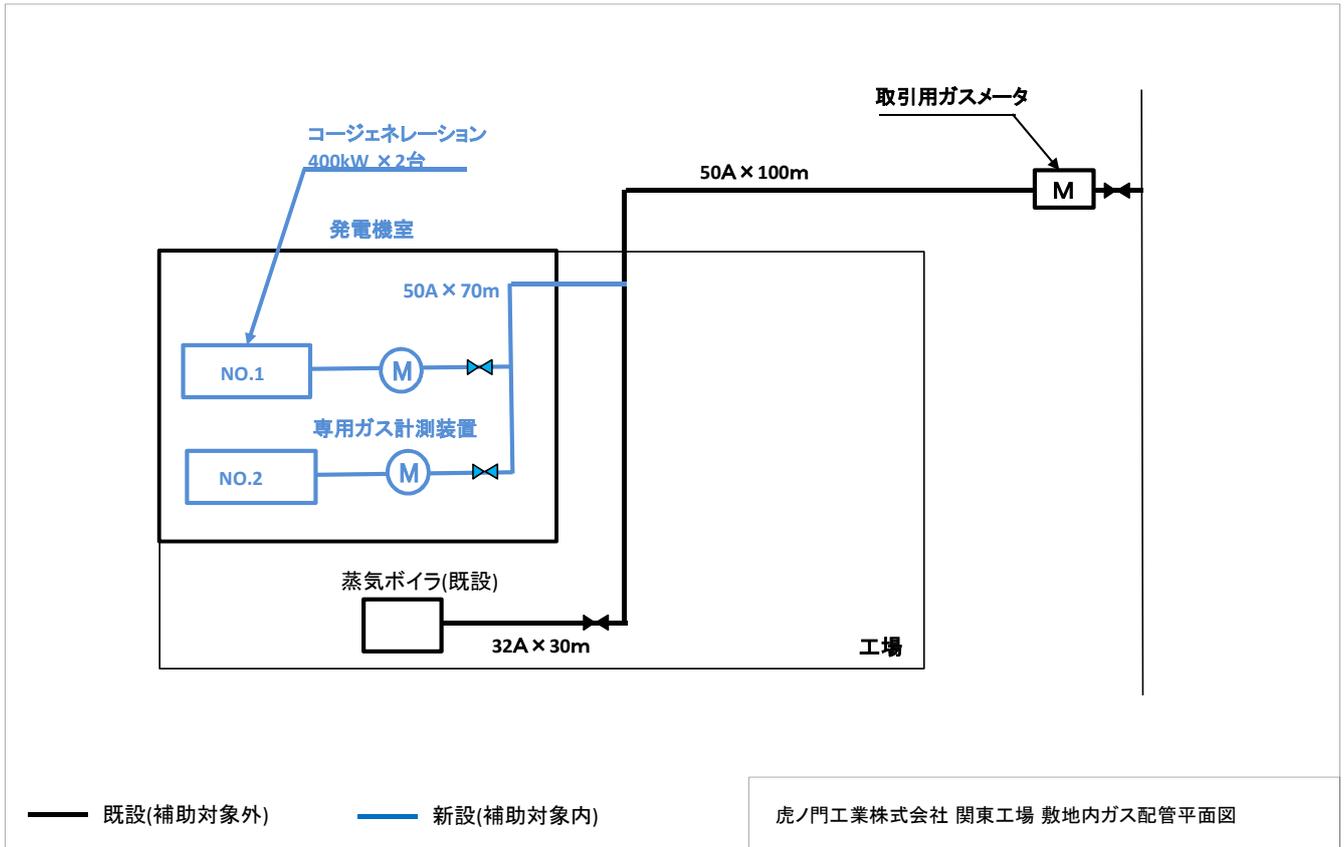


「補助事業方式の設備に関する単線結線図」の例(2)



(別紙①-4)

「敷地内ガス配管平面図」「敷地内ガス配管アイソメ図」の例



9－5. 見積関係及び補助対象経費
の考え方

(別紙⑫-1)

依頼日：平成〇年〇月〇日

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成すること。

〇〇〇株式会社 御中

見積依頼書 (記入例)

原則として、発注者が
見積依頼すること。

以後、見積書、契約書、納品書、受領書、請求書、領収書
にも同一の名称を使用すること。

虎ノ門ホテル株式会社
施設部
霞ヶ関 一男 印

担当者印で可。

見積件名	コージェネレーション設備新設工事	
納入場所	虎ノ門ホテル株式会社	
工期	平成31年11月30日～平成32年1月10日	
見積書提出期限	平成31年7月27日	
引き合い仕様書	有り	無し
添付図面	有り	無し
見積条件		
1	見積書の件名は、見積依頼書の件名を使用すること。(納品書、請求書、領収書も同様)	
2	見積区分は、設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費の区分に分類すること。また、区分毎に補助対象と対象外を明確にすること。	
3	工事費の見積は、別紙⑭-2-2「工事費見積における参考項目」以上に細分化すること。	
4	一式50万円以上の見積項目が含まれている場合は見積項目の内訳を記載すること。 (単体でも50万円以上の機器は除く)	
5	値引きを行う際は、どの見積項目に対して行うか明確にすること。	
6	見積項目ごとに、補助対象経費と対象外の区分を明確にすること。 補助対象経費の合計を明示すること。 ※補助対象範囲について、見積依頼者の確認を受けること。	
7	見積書には、見積有効期限、納期または工期、支払条件の項目を必ず記載すること。	
8	以下の項目を補助対象とした場合、納品時に実績を証明する資料の写しを添付すること。 (実績報告書に写しを添付することが必要なため) ・宿泊費(従業員宿泊規定もしくは領収書の写し、宿泊日、利用者、宿泊地、業務内容を記した資料) ・交通費(領収書の写しと利用日、経路、利用者、金額、業務内容を記した資料)	
9	按分計算にて補助対象範囲を算出した場合、根拠資料を添付すること。	
10	「諸経費」の項目を入れる場合、必ず内訳を記載すること。(例：見積上のどの項目に対し〇%等)	
11	見積書、見積内訳書の電子データ(EXCELファイル)も提出すること。	
12	その他 別紙⑭-2参照	

添付資料がある場合、見積依頼書の写しに添付すること。

見積項目の範囲が広く、対象・対象外を判断できない場合、全て補助対象外となります。

補助対象範囲の区分を見積先に依頼するのは可としますが、申請者が責任をもって確認願います。

交付決定後に3社見積を取る際、2の見積区分は、概算見積の金額が上限となりますので、ご注意ください。

工事費見積における参考項目

大項目	小項目
基礎工事	土工事（屋外基礎の場合）
	鉄筋工事
	コンクリート工事
	鉄骨架台工事
	防水工事（屋上設置の場合）
仮設工事	
搬入、据付工事	
機械設備工事	冷温水配管工事
	冷却水配管工事
	蒸気配管工事
	給水配管工事
	排水配管工事
	燃料配管工事
	排煙工事
	電気設備工事
	配線工事
計測・表示装置 取付工事	制御盤工事
	計測器取付工事
	表示装置取付工事
	制御配線工事
試運転調整費	

能力按分、ガス管按分の考え方

①	本補助事業で専用使用する部分を対象とし、補助事業外設備との共通部分がある場合には、原則、定格流量比による按分相当額を対象
②	本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共通部分がある場合には、原則、断面積比による按分相当額を対象

※補助対象と補助対象外がある項目については、区分がわかるように項目を細分化すること。

以下の項目は補助対象外とすること

- ・ 事前調査費、見積費用（現場測量費も補助対象外）
- ・ 建屋ならびに建屋に付属する設備（部品倉庫、電気室、制御室等）
※発電機パッケージは、建築申請する場合、建屋とみなし補助対象外
- ・ 土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事
- ・ 移設、撤去工事（ただし補助対象設備設置のために必要な工事は対象）
- ・ 植栽及び外構工事
- ・ 容易に移動または他用途に転用できるもの（消火器、柵、屋外照明等）
- ・ 補助事業外の設備と共有するもの（配管、配線及びそれらの架台等）
- ・ 消耗品（オイル、クーラント等は初期装填分のみ補助対象）
- ・ 通信運搬費（書類等）、消耗品費、ユーティリティ費（電気、ガス、水道、燃料等）
- ・ 仮設事務所、部材置場の建設費もしくは使用料
- ・ 振込手数料

御見積書

宛先
件名
引渡場所
納期
見積有効期限
支払い条件

会社名
住所

TEL:
FAX:

--	--	--

見積金額

(上記金額に消費税は含みません。)

番号	品名	数量	単位	単価	金額
1	設計費				
1-1	補助対象				
	(1)○○○				
	(2)△△△				
1-2	補助対象外				
	(1)●●●				
	(2)▲▲▲				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
2	既存設備撤去費				
2-1	補助対象				
	(1)○○○				
	(2)△△△				
	補助対象外				
2-1-2	(1)●●●				
	(2)▲▲▲				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
3	新規設備機器費				
3-1	補助対象				
	(1)○○○				
	(2)△△△				
3-2	補助対象外				
	(1)●●●				
	(2)▲▲▲				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
4	新規設備設置工事費				
4-1	補助対象				
	(1)○○○				
	(2)△△△				
4-2	補助対象外				
	(1)●●●				
	(2)▲▲▲				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
5	敷地内ガス管敷設費				
5-1	補助対象				
	(1)○○○				
	(2)△△△ 【按分相当額】				
5-2	補助対象外				
	(1)●●●				
	(2)▲▲▲ 【按分相当額】				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
	合計 ①				
	(内補助対象 合計)				
	合計 ①				
	消費税				

見積作成の際は、例示した構成
で記入すること。

敷地内ガス管の補助対象経費算定方法（ホームページ掲載の計算システム参照）

敷地内ガス配管敷設工事で、対象設備と対象外設備（将来増設用分岐バルブ設置含む）に接続する工事を行う場合は、**断面積比按分**にて補助対象経費を決定する。

1. まず、専用配管と共用配管について個別に見積を行うか、一括見積の中で専用配管、共用配管、および対象外配管についての区分費用を明確にすることが可能な場合、以下の方法で按分します。

【配管例での敷地内ガス管の補助対象経費算出】

【配管例】

区間	適用	管種	口径 (A)	延長 (m)	[計算例1] 区間見積	[計算例2] 一括見積
①	専用	G	50A	4.0m	100,000円	/
②	専用	G	80A	5.0m	200,000円	
③	対象外	G	50A	4.0m	100,000円	
④	共用	G	80A	5.0m	200,000円	
⑤	専用	G	50A	4.0m	100,000円	
⑥	共用	G	80A	10.0m	400,000円	
⑦	共用連続	G	100A	18.0m	900,000円	
合計					2,000,000円	2,000,000円

表1 口径と断面積(G)

口径	断面積 (cm ²)
6A	0.332
8A	0.664
10A	1.27
15A	2.03
20A	3.66
25A	5.98
32A	10.0
40A	13.6
50A	22.0
65A	36.2
80A	51.1
90A	68.2
100A	87.0
125A	134.0
150A	189.0
175A	255.0
200A	329.0
225A	413.0
250A	507.0
300A	729.0
350A	906.0
400A	1200.0
450A	1530.0
500A	1900.0

表2 口径と断面積(PE)

口径	断面積 (cm ²)
25	5.8
30	9.2
50	19.0
75	42.0
100	73.9
150	166.0
200	285.0
300	605.0

(JIS K 6774 1998による計算値)

尚、表1、2に記載のない実使用のガス管の断面積を用いても可。その場合は、根拠資料等の添付必須。

(JIS配管用炭素鋼管G3452 1997による計算値)

--- 【計算例1】 ---

各区間対象断面積の算出

対象断面積：共用配管の断面積のうち、対象設備に供される仮想断面積。対象外配管は0cm²。

区間① 対象断面積 = 22.0cm² (断面積)

区間② 対象断面積 = 51.1cm² (断面積)

区間③ 対象断面積 = 0cm²

区間④ 対象断面積 = 区間④の断面積 × (区間②の対象断面積 + 区間③の対象断面積) ÷ (区間②の断面積 + 区間③の断面積)
= 51.1 × (51.1 + 0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 35.7211 cm² (小数点第5位以下四捨五入)

区間⑤ 対象断面積 = 22.0cm² (断面積)

区間⑥ 対象断面積 = 区間⑥の断面積 × (区間④の対象断面積 + 区間⑤の対象断面積) ÷ (区間④の断面積 + 区間⑤の断面積)
= 51.1 × (35.7211 + 22.0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 40.3495 cm² (小数点第5位以下四捨五入)

区間⑦ 対象断面積 = 区間⑦の断面積 × 区間⑥と同様の按分 (共用連続)
= 87.0 × (35.7211 + 22.0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 68.6968 cm² (小数点第5位以下四捨五入)

$$\begin{aligned}
 \text{補助対象経費} &= \text{①見積金額} + \text{②見積金額} + \text{④見積金額} \times \frac{\text{④の対象断面積}}{\text{④の断面積}} + \text{⑤見積金額} \\
 &+ \text{⑥見積金額} \times \frac{\text{⑥の対象断面積}}{\text{⑥の断面積}} + \text{⑦見積金額} \times \frac{\text{⑦の対象断面積}}{\text{⑦の断面積}} \\
 &= 100,000円 + 200,000円 + 200,000円 \times \frac{35.7211\text{cm}^2}{51.1\text{cm}^2} + 100,000円 \\
 &+ 400,000円 \times \frac{40.3495\text{cm}^2}{51.1\text{cm}^2} + 900,000円 \times \frac{68.6968\text{cm}^2}{87.0\text{cm}^2} \\
 &= 1,566,312 \text{ 円 (小数点以下切り捨て)}
 \end{aligned}$$

(別紙⑬-2)

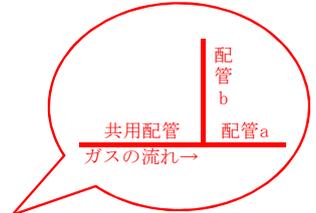
2. 次に、専用配管、共用配管、および対象外配管と分割して見積が不可能な場合は、一括の見積金額を配管口径、配管延長、および配管断面積より按分します。

【按分手順】

- A. 配管区間の専用・共用・対象外の配管区分を明確にする
- B. アイソメ図、あるいは配管模式図に区間毎の口径、および延長を記載
- C. 配管区間毎の口径×延長を算出
- D. 区間割合の算出

$$\text{区間割合} = \frac{\text{区間 (口径} \times \text{延長)}}{\text{全区間 (口径} \times \text{延長) の合計}} \times 100$$

- E. 【按分前】区間割当費用の算出
【按分前】区間割当費用 = 敷地内ガス管敷設費 × 区間割合
- F. 区間配管口径の断面積の確認 (前項表1、2参照)



- G. 対象断面積の算出
 - ・専用配管対象断面積 = 断面積
 - ・共用配管対象断面積 = 共用配管実断面積 × $\frac{\text{分岐後aの対象断面積} + \text{分岐後bの対象断面積}}{\text{分岐後aの断面積} + \text{分岐後bの断面積}}$
 - ・対象外配管対象断面積 = 0cm²

- H. 【按分後】区間割当費用の算出
【按分後】区間割当費用 = 【按分前】区間割当費用 × $\frac{\text{対象断面積}}{\text{断面積}}$

補助対象経費は、H. 【按分後】区間割当費用合計の小数点以下を切り捨てし決定

【配管例での敷地内ガス管の補助対象経費算出】

【計算例2】

配管例の断面積按分計算を按分手順 A～Hに基づき、表にまとめると以下の通りとなります。

敷地内ガス管敷設費 2,000,000 円

区間	A		B		C	D	E	F	G	H
	適用	管種	口径 (A)	延長 (m)						
①	専用	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	22.0000	100,000.0
②	専用	G	80	5.0	400.0	10.0000%	200,000.0	51.1	51.1000	200,000.0
③	対象外	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	0.0000	0.0
④	共用	G	80	5.0	400.0	10.0000%	200,000.0	51.1	35.7211	139,808.6
⑤	専用	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	22.0000	100,000.0
⑥	共用	G	80	10.0	800.0	20.0000%	400,000.0	51.1	40.3495	315,847.4
⑦	共用連続	G	100	18.0	1,800.0	45.0000%	900,000.0	87.0	68.6968	710,656.6
⑧										
⑨										
⑩										
合計					4,000.0	100.0000%	2,000,000.0			1,566,312.6

G. 各区間対象断面積の算出

- 区間① 対象断面積 = 22.0cm²(断面積)
- 区間② 対象断面積 = 51.1cm²(断面積)
- 区間③ 対象断面積 = 0cm²
- 区間④ 対象断面積 = 区間④の断面積 × (区間②の対象断面積 + 区間③の対象断面積) ÷ (区間②の断面積 + 区間③の断面積)
= 51.1 × (51.1 + 0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 35.7211cm²(小数点第5位以下四捨五入)
- 区間⑤ 対象断面積 = 22.0cm²(断面積)
- 区間⑥ 対象断面積 = 区間⑥の断面積 × (区間④の対象断面積 + 区間⑤の対象断面積) ÷ (区間④の断面積 + 区間⑤の断面積)
= 51.1 × (35.7211 + 22.0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 40.3495cm²(小数点第5位以下四捨五入)
- 区間⑦ 対象断面積 = 区間⑦の断面積 × 区間⑥と同様の按分 (共用連続)
= 87.0 × (35.7211 + 22.0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 68.6968cm²(小数点第5位以下四捨五入)

敷地内ガス管敷設費補助対象経費 1,566,312 円 (小数点以下切り捨て)

9－6. 申請内容証明関係
記入例等

中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書（記入例）

法人名 虎ノ門ガス株式会社
 部署名 総務部
 連絡先(電話番号) 03-1234-5678
 担当窓口 氏名 新橋 次郎



弊社は、以下のごとく中小企業基本法に定める中小企業者(みなし大企業を除く)に該当します。

1. 中小企業者の基準に該当するかの確認

業種※1	食料品製造業
業種分類※1	製造業その他
資本金(円)	200,000,000
常時使用する従業員数(人)※2	310

実施計画書と同じ業種を選択すること。

資本金と常時使用する従業員数を入力すること。

※1業種、業種分類は、日本標準産業分類に基づく。複数の業種がある場合は直近の決算書において「売上高」が大きい方とする。

※2常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員 臨時の従業員は含まれない。

中小企業者の基準

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

※資本金規模又は従業員規模のどちらかに該当することが必要

「該当する」or「該当しない」を選択すること。

2. 「みなし大企業」に該当しないかの確認

発行株式数の総数又は出資価額の1/2以上を同一の大企業が所有している	該当しない
発行株式数の総数又は出資価額の2/3以上を複数の大企業が所有している	該当しない
大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている	該当しない

※大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者但し、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない

3. 中小企業(みなし大企業を除く)かどうかの判定[自動判定]

該当する

- 添付資料ア. ...
- 添付資料イ. ...
- 添付資料ウ. ...
- 添付資料エ. ...

提出する添付資料名を記載すること。説明会資料P. 17参照
必要に応じて該当部分にマーキングすること。

(別紙⑯)

法務省ホームページより

登記事項証明書
登記簿謄抄本
概要記録事項証明書

交付申請書

・「法人にあつては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し」を取得する場合は、「①全部事項証明書(謄本)」の**履歴事項証明書**(閉鎖されていない登記事項の証明)にレ印をつけ、各法務局で交付申請して下さい。

会社法人用

登記事項証明書
登記簿謄抄本 交付申請書
概要記録事項証明書

※ 太枠の中に書いてください。

(地方)法務局 支局・出張所 平成 年 月 日 申請

窓口に来られた人 (申請人)	住所 フリガナ 氏名	収入印紙欄
商号・名称 (会社等の名前)		収入 印紙
本店・主たる事務所 (会社等の住所)		収入 印紙
会社法人等番号		収入 印紙
※ 必要なものの□にレ印をつけてください。		
請 求 事 項		請求通数
①全部事項証明書(謄本) <input checked="" type="checkbox"/> 履歴事項証明書 (閉鎖されていない登記事項の証明) ※現在効力がある登記事項に加えて、当該証明書の交付の請求があった日の3年前の日の属する年の1月1日から請求があった日までの間に抹消された事項等を記載したものです。 <input type="checkbox"/> 現在事項証明書 (現在効力がある登記事項の証明) <input type="checkbox"/> 閉鎖事項証明書 (閉鎖された登記事項の証明) ※当該証明書の交付の請求があった日の3年前の属する年の1月1日よりも前に抹消された事項等を記載したものです。		通

収入
印紙は割
〜
登記

9 - 7. 中圧ガス供給証明関係
記入例

都市ガス供給会社

平成〇〇年〇月〇日

御中

申請者

(会社名)
(部署)
(住所)

印

所属長印

中圧ガス供給証明・中圧ガス供給検討結果

中圧供給状況	
供給先名称	
供給先住所	既に中圧供給や 新規で中圧供給予定等を記入。
供給圧力	MPa
供給開始時期 ※新規のみ	年 月 日 (見込み)
ガス工事期間 ※新規のみ	年 月 日 ~ 年 月 日 (見込み)
検討結果	
<p>中圧ガスメーター写真(外観・銘板) ※既存の場合 もしくは ガス管平面図(道路から敷地内への引込が分かる図面) ※新規の場合</p> <p>別紙でも可。</p> <p>本書の写しを提出</p>	
必要添付資料 ※既存の場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中圧ガスメーターの写真 ■ 中圧ガスメーターの銘板写真 ■ 中圧ガスメーターの型式が中圧仕様を証明できる資料 ■ 中圧ガス管平面図 (敷地内への引込みが分かる図面) ■ 中圧ガス管アイソメ図

9－8. その他

発注先選定理由書

申請者	〇〇〇株式会社△△△部 □□ □□ 印
見積件名	〇〇工事
発注予定先	□□社
提出理由	
選定理由	

注)本理由書を使用する場合は、事前に都市ガス振興センターへ必ず問合せください。

センター内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。

合理的理由として原則認められない例

- ・導入したい設備の代理店なので
- ・メーカーに直接見積を取るのが最も安価
- ・構内業者だから
- ・施工の信頼性が高いから
- ・対応が早いから

9－9. 申請書提出時の確認
及びまとめ方

交付申請時提出書類チェックリスト(1/2)

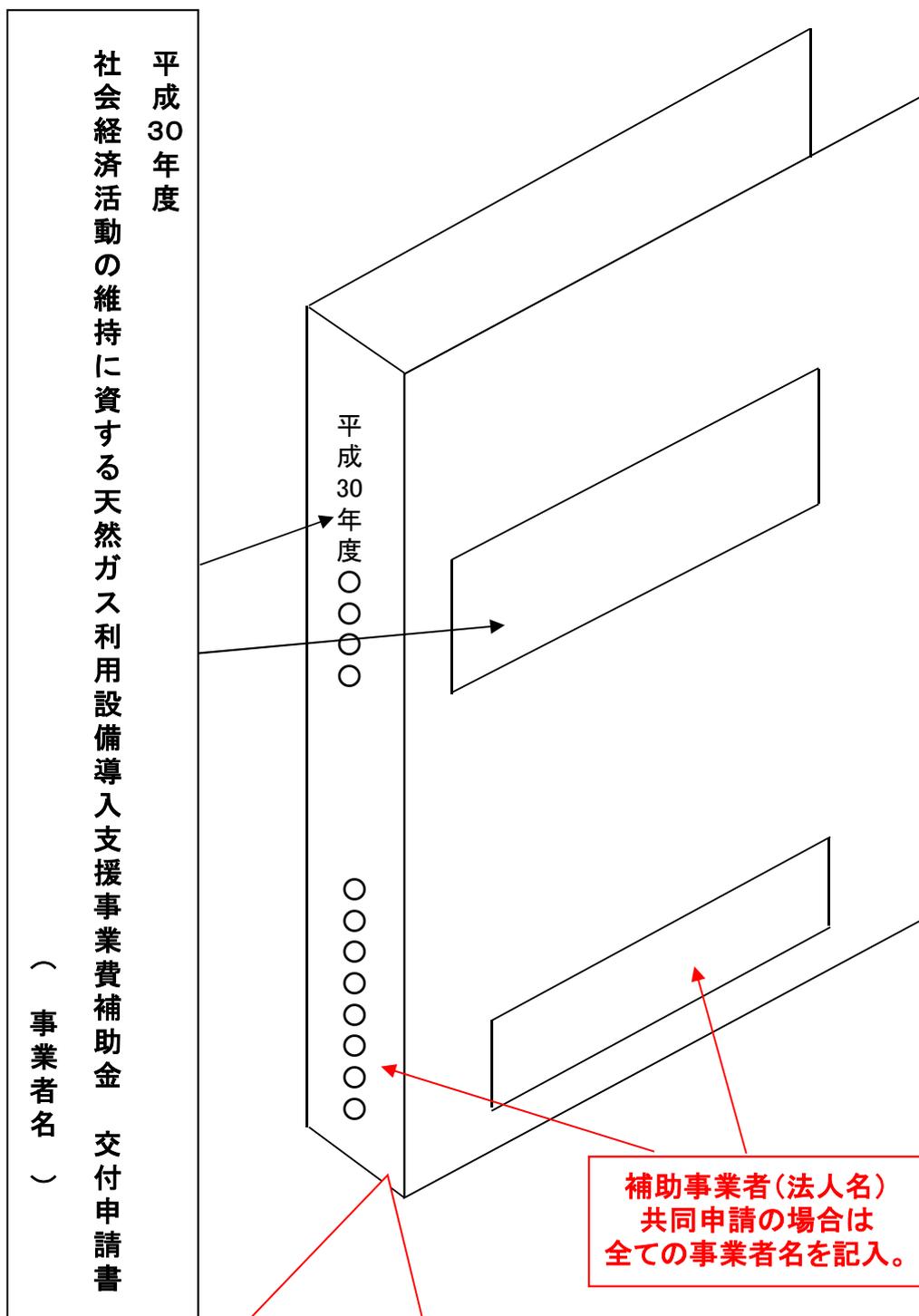
項 目		確認
1. 交付申請書		
1-1	「申請日」は、公募期間内(3月18日～4月26日)となっているか	
1-2	共同申請の場合、申請者・担当者は全申請者分 記載されているか、押印されているか	
2. 実施計画書		
2-1	実施場所住所、最寄駅、施設名称、施設の所有者は正しく記載されているか	
2-2	実施計画書に補助事業の具体的な内容は正しく記載されているか	
2-3	請負会社等への支払いは”金融機関からの振込”として計画しているか	
2-4	共同申請の場合、社名、役割等が記載されているか	
2-5	補助対象設備を設置する建物が「新築」かについて、該当する方にマークされているか	
2-6	設備詳細に計算シートによる計算結果が記載され、申請要件に該当することを判定できるか	
2-7	CO2排出削減量、CO2削減率、費用対効果の計算は正しいか	
2-8	災害時の強靱性について、正しくチェックされ、それぞれチェックした項目根拠となる資料が添付されているか	
2-9	「補助事業の開始予定日」は請負会社等との契約予定日となっており、「発注計画書」の記載と合致しているか	
2-10	「補助事業の完了予定日」は請負会社等への支払い完了予定日(平成32年2月28日以前)となっているか	
2-11	都市ガス供給事業者、都市ガス導管事業者が適切に記載されているか	
2-12	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額は見積書と整合性がとれ、正しく算出されているか	
2-13	各経費の欄に金額がない場合は、空欄とせず0と記載されているか	
2-14	中小企業者の基準に該当するかの確認ができるよう「業種」「資本金」「従業員」が記入されているか	
2-15	資金調達計画の補助金と補助金交付申請額が一致しており、補助事業に要する経費と合計額が一致しているか	
2-16	国からの他の補助金と重複(予定含む)場合はチェック及び補助金名が記載されているか	
2-17	地図、申請金額整理表、補助事業に要する経費と補助対象経費の差額が分かる資料を添付しているか	
2-18	共同申請の場合、別紙③-2(申請者別経費等内訳)、④(申請者別資金計画)、役割分担体制表は添付されているか	
3. 発注計画書		
3-1	「補助事業の開始予定日」から「完了予定日」までのスケジュールが明記されているか	
3-2	「補助事業の開始及び完了予定日」は「交付申請書」の記載と合致しているか	
3-3	「補助事業の開始予定日」(請負会社等との契約予定日)が交付決定予定日以降であるか	
3-4	「補助事業の完了予定日」(請負会社等への支払い完了予定日)は平成32年2月28日以前であるか	
4. 計算シート		
4-1	計算シートが添付されているか、入力している内容・数値は正しく記載されているか	
4-2	「コージェネレーション設備の想定稼働データ」に相当するデータが計算シートに添付されているか	
4-3	メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書等の写しがあるか	
5. 補助事業方式の設備に関する図面		
5-1	全体図・配置図・システム図・単線結線図が添付され、色分け等により補助対象部分が明記されているか	
5-2	敷地内ガス配管の平面図・アイソメ図が添付されているか	
5-3	敷地内ガス配管の平面図に口径、延長、分岐等が明記されているか	
5-4	対象設備に取り付けるCO2排出削減量を算出するために必要な専用の計測装置が明示されているか	
6. 見積依頼書、見積書の写し		
6-1	見積依頼書の写しは添付されているか、機器仕様および工事内容は十分に表現されているか	
6-2	見積依頼書に記載した内容は、メーカー指定や数量指定をしていないか	
6-3	見積書に請負会社等の押印および日付があるか	
6-4	見積書の件名は、見積依頼書と同じになっているか	
6-5	見積書の宛名が申請者の法人名と同一であるか	
6-6	指定された経費区分に分かれているか	
6-7	経費区分毎の補助対象経費、補助対象経費合計が記載されているか、補助対象を明確にしているか	
7. 会社・事業所のパンフレット、役員名簿		
7-1	会社・事業所のパンフレット、役員名簿がそろっているか。役員名簿は規定の書式か。	
7-2	法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本等の写し、及び前年度の財務諸表がそろっているか	
7-3	地方自治体等及び非営利民間団体にあっては、それらを証明する書類がそろっているか	
8. 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類		
8-1	防災計画指定等の施設であることが分かる証明書類や契約書の写しが添付されているか	
9. 中圧ガス導管等でガス供給を受けていることを示す書類		
9-1	既存設備のガス導管図面(引込が分かるもの)、ガスメーター及び銘板の写真等が添付されているか	
9-2	都市ガス会社の押印付供給回答書等(補助事業完了までに供給開始する見込みである場合)の写しが添付されているか	

交付申請時提出書類チェックリスト（2／2）

10. 該当する場合に添付が必要な書類		
10-1	[補助率2/3以内での申請をおこなう場合]中小企業基本法に定める中小企業者(みなし大企業を除く)であるかを証明できる資料、中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書	
10-2	[リース、エネルギーサービス、賃貸借等による申請] 内容に関する契約書(案可)の写し、料金計算書等	
10-3	[支払委託契約による申請] 支払委託契約書(案可)の写し	
10-4	[競争入札によらずに発注先選定する場合] 発注先選定理由書(認められた場合のみ)	
10-5	必要な追加書類	
11. 交付申請時提出書類チェックリスト(本チェックリスト)		
※該当しない項目にも横棒「-」を記入し、空欄を作らないこと		
	チェック者	印

(別紙⑳)

◇ 交付申請書ファイリング例



- * A4、2穴のパイプ式ファイル(左右両開きのドッチファイル)が好ましい。
- * 追加資料添付を考えて少し幅に余裕が有るファイルを選定。
- * 原則、クリアポケット・クリアファイルは使用しない。

(別紙⑳)

◇ 交付申請書ファイリング

交付申請書・添付資料リスト

		確認
① 交付申請書（様式第1-1） ② 実施計画書（様式第2-1） ③ 「申請金額整理表」（P.48別紙③-1参照） ④ 補助事業に要する経費と補助対象経費に差異がある場合にその差額が分かる資料 （対象外費用の内訳、能力按分、ガス管按分などの資料） ⑤ 地図（著作権を有さないもの）を添付 共同申請の場合 ⑥ 役割分担を示す体制表（A4 1枚、フォーマット自由） ⑦ 「補助事業に要する経費等の申請者別内訳について」（P.49別紙③-2参照） ⑧ 「申請者別の資金調達計画について」（P.50別紙④参照）		
添付No	項目事項	
I	発注計画書	
II	計算シート、「コージェネレーション設備の想定稼働データ」、メーカー・型式・定格能力等を明記した仕様書等	
III	補助事業方式の設備に関する図面	
IV	見積依頼書、見積書の写し	
V	①会社・事業所のパンフレット、役員名簿、②履歴事項全部証明書又は登記簿謄本等の写し、及び前年度の財務諸表、③地方自治体等及び非営利民間団体にあつては、それらを証明する書類	
VI	防災計画指定等の施設であることを証明できる書類の写し	
VII	中圧ガス導管等でガス供給を受けていることを示す書類 ガス管平面図（中圧引込み明示）、ガス管アイソメ図、 新規：供給回答書、 既設：中圧メータ写真（外観・銘板）	
※以下は該当する場合に添付		
1	会社法上の会社が補助率2/3以内での申請をおこなう場合、中小企業者（みなし大企業を除く）であるかを証明できる資料	
2	リース・エネルギーサービス等・賃貸借に関する契約書（案可）の写しと料金計算書等	
3	支払委託契約書（案可）の写し	
4	発注先選定理由書	
5	必要な追加書類	
VIII	交付申請時提出書類チェックリスト	

* 添付書類の詳細については「公募説明会資料」のP.15～P.17を参照

* 必要に応じて中仕切りを挿入して整理すること

